

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、佐藤委員、下兼委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。新井田委員が白川委員に、高野委員が松井委員に、白濱委員が小池委員に、橋本委員が横尾委員に、松岩委員が佐藤委員に、中鉢委員が中村吉宏委員に、高橋委員が下兼委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、みらい、公明党、共産党、立憲・市民連合、自民党の順といたします。

みらい。

○小池委員

◎小樽市教育推進計画に関して

まず一つ目、多様な食文化の対応について、お聞きいたします。

近年、健康志向の高まりや動物福祉への関心の高まり、環境問題への意識の高まりなど、様々な要因が複合的に作用し、多様な食文化の広がりが見られます。一方、食物アレルギーも急増しているという現状も見受けられます。

大きく分けると、アレルギーと食の禁忌、そして好き嫌いの三つに分かれるようですが、今回は食の禁忌の対応について、お聞きいたします。

食の禁忌が大分類として、中分類では宗教、主義、病気に分かれ、次の小分類の中にベジタリアンやビーガン、オーガニックなどが含まれているようです。また、近年、市内に在住する外国人も増えていることから、宗教による食文化も広がっているのではないかと考えます。

初めに、児童・生徒の中で、宗教、主義において、どのくらいの児童・生徒が給食を食べていないのか、お聞かせください。

○（教育）学校給食センター所長

思想、信条により給食を食べていない児童・生徒数につきましては、市内小・中学校に確認したところ、まず宗教上の理由により禁忌とされる食材を食べていない方が、小学校で7名、中学校で1名、給食全てを食べていない方が、小学校で4名、中学校で3名です。

動物性食品を一切食べない完全菜食主義者であるビーガンにより、給食を全て食べていない方が、小学校で2名、中学校で1名であります。

○小池委員

今回、この食文化について質問するきっかけになったのは、ある市民の方からの御相談がありまして、それは、保護者の方が、子供の給食において、ビーガン対応の給食にしてほしいという理由ではなくて、主義の中で、ビーガンなのでお弁当を持っていきたいという理由で学校に相談したところ、学校からは、診断書を持ってきてくださいと言われたという話を聞いたことから、この学校の対応は問題ではないかと思い、質問させていただいております。

これまでアレルギー対応などの議論はされてきたと思いますが、ベジタリアンやビーガンなど、食の禁忌については、あまり議論されていないと思いますが、相談された方のお話が現実にあるのであれば、学校の対応は適切と言えるのでしょうか。決して、私は食の禁忌、主義に対し否定も肯定もしませんが、何より理解することが一番大事なことだと思います。

念のため確認いたしますが、宗教、主義による給食の対応として、診断書もしくは証明書などは必要なのか。そもそも診断書は取れないと思いますが、ベジタリアンやビーガンなどの主義においてはどのような対応をされているのか、お聞きいたします。

○（教育）学校給食センター所長

思想、信条に基づく給食の食べる食べないの対応につきまして、保護者から相談があった場合には、保護者の求めに応じて弁当を持参する対応を取っております。その際は、アレルギー対応とは違い、診断書は必要ございません。

なお、現在、ビーガンにより給食を食べていない方につきましては、診断書を求めるようなことは行ってはございません。

○小池委員

小樽市教育推進計画の中にも食育の推進という施策項目があり、その主な取組においては、食物アレルギーに対する知識の啓発とありますが、食の禁忌については触れられておりません。

食の禁忌についてはどのような周知をされているのか、お聞かせください。

○（教育）学校教育支援室長

食の禁忌といいますか、何らかの理由により、給食を食べない場合の他の児童・生徒への周知についてという御質問かと思います。例えば、一部の物を食べないとか、あるいは食べることができないということがいじめや差別につながることはないよう、担任を中心に各学級で指導しているところでございますが、一番大事なことは、他の児童・生徒に話をする前に、どのような話を学級内でするのかを保護者と児童・生徒本人と相談することが大切であると考えておりますので、何か相談したいことがあれば、遠慮することなく、学校や市教委に連絡していただきたいと考えております。

○小池委員

東京都の八王子市立浅川小学校では、2か月に1回のペースでエブリワン・ビーガン給食として取り組んでいるようで、こういった取組もすばらしい取組だと思いますが、本市で行うというのはなかなか難しいことだと思います。給食をビーガン対応にすることは、費用など様々な観点から難しいことは承知しておりますけれども、多様な宗教、主義などがあっても、できれば同じ物をみんなで食べることが望ましいことだと思います。こういったことは今後、考えていかないといけないことだと思います。

アレルギーや宗教、主義等に対し、正しい知識や意識を持ち、理解することが大事なのですが、今回の相談の件においては、私は、一番理解するべき教職員の対応、理解がなかったのかと思います。

また、主義に対しては、一般的においては批判されることも言われておりますので、とても慎重に扱わないといけないと思いますが、今後の対応策について、お聞きしたいと思います。

○（教育）学校給食センター所長

宗教上の理由やビーガンなどにより、給食を食べないという相談を受けた場合には、それぞれの事情を丁寧にお聞きした上で、弁当対応などを行うということを進めるということで、診断書など証明書等は不要ということにつきまして、校長会議で周知徹底してまいりたいと考えております。

○小池委員

私も、保護者の方にもう一度、確認させていただきたいと思います。

次に、体力・運動能力の向上等について質問させていただきます。

小樽市教育推進計画の中から、「施策項目13 体力・運動能力の向上」についてですが、この施策の主な取組は、「授業改善の推進」、「教員の指導力の向上」、「運動部活動への支援」、「スポーツイベント等への参加促進」、「家庭や地域との連携」と五つあります。この中のスポーツイベント等への参加促進の具体的な内容では、「おた

る運河ロードレース大会や各種スポーツ教室など、各関係機関や団体等が主催するスポーツイベントへの参加を促進します。」と記載があります。

この各関係機関や団体等が主催するスポーツイベントとは、どのようなイベントがあり、どのように参加を促進しているのか、お聞かせください。

○(教育)次長

関係団体が行うスポーツイベントとしましては、小樽アスレチック・ジュニア・クラブでやっております小学生のかけっこ教室、また、小樽スキー連盟では小学生のアルペンスキー大会、あと、短期水泳教室を小樽水泳協会などでやっています。

市教委としましては、この事業の主催者に対して後援をしておりますので、主催者からの依頼がありましたら、参加者募集のチラシを各小学校に配布しております。

○小池委員

そこで一つ気になるのは、小樽スポーツ協会が主催するおたるスポーツフェスティバルなのですが、私も指導している体操クラブは毎年参加させていただいているのですが、そのほかの団体を見れば高齢者等の団体が多く、体操クラブ以外の児童・生徒、子供たちの姿があまり見られておりません。

まず、このイベントの目的と、市教委としてどのような関係性があるのか、お聞かせください。

○(教育)次長

おたるスポーツフェスティバルの目的としましては、市民一人一人が、年齢や体力に応じた健康づくりや充実した人生を送ることができるよう、生涯スポーツの振興を目指すということで開催されております。

NPO法人の小樽スポーツ協会が実施しておりますこのイベントに対して、市教委は後援をしております。

○小池委員

先ほどのかけっこ教室なども後援だということなのですが、では、このイベントは、先ほど質問でお聞きした主な取組の具体的な内容に示されている「各関係機関や団体等が主催するスポーツイベントへの参加を促進します。」という内容に含まれるイベントなのか、含まれないイベントなのか、お聞きいたします。

○(教育)次長

このイベントも含まれると考えております。

○小池委員

では、先ほどチラシを配ったりということがあったのですけれども、このイベントの形だと、参加する団体と観覧席から観覧することやイベント内の体験をするなどの一般参加と二つありますが、どのように参加を促進しているのか、お聞かせください。

○(教育)次長

おたるスポーツフェスティバルに関しましては、主催者から周知の依頼等が今までございませんので、小・中学校への周知はしておりません。しかし、参加者増という考え方で、協会とは今後も周知の必要性について改めて相談していきたいと考えております。

○小池委員

小樽市教育推進計画の「目標8 生涯スポーツ・レクリエーションの振興」、「施策項目31 スポーツ団体との連携と競技力の向上」があります。主な取組では、「スポーツ団体との連携した取組の推進、支援」とありますが、その具体的な内容をお聞かせください。

○(教育)次長

スポーツ団体との連携した取組というのは、市民スポーツ大会の開催であったり、市教委主催教室への講師の派遣をお願いしたり、先ほども申しました各競技団体が主催する大会、教室の周知ということを行っております。

また、支援につきましては、全道大会や全国大会等を小樽市で開催する場合の、主催者に対する事業費の補助であったり、小樽市スポーツ推進委員の研修会等の派遣ということを行っております。

○小池委員

ただ、施策項目13と31に当てはまるようなイベントだと私は思うのですけれども、先ほどの後援という形なので、周知依頼がなかったからということではなかなか連携が見られないところです。

おたるスポーツフェスティバルに対して、どのような取組、推進、支援を行っているのか、お聞かせください。

○（教育）次長

おたるスポーツフェスティバルにつきましては、先ほど言いましたが、市教委が後援しておりまして、この大会の役員に教育長が就任しているということもあります。また、生涯スポーツ課の職員が、実行委員として、前日の準備や当日の手伝い等を行っております。

○小池委員

小樽市長だったり、教育長だったりこういった大会役員に入っていたりするのです。パンフレットでも市長の御挨拶から始まってまして、大体、ほかのイベントの後援だったら基本的に名前だけみたいなのところがあったのですけれども、本来であれば、このイベントに関しては、小樽市としてもっと力を入れるべきだと思うのです。ほかの後援のイベントとは、また大きく違うのかと思うのです。その中で、小樽スポーツ協会もどうにか変えていかないといけないということで、競技団体に対してアンケートを取ったり、いろいろやっていると思うのですが、なかなか苦慮していると私はたくさんの方からお話を聞いているのです。

先ほども言いましたけれども、小樽市教育推進計画の中にもそういった協力をしましょうということが書かれているにもかかわらず、おたるスポーツフェスティバルに対しての協力がなかなか見られないというのも聞いています。やはりここは、ほかのイベントと違って、小樽スポーツ協会がやっていることですので、もっとスポーツを盛り上げてほしいと前回質問しております。

そういったところはもっと協力するべきではないかと思うのですが、このおたるスポーツフェスティバルもだんだん参加団体も減ってきたり、一般参加者がほとんどいない状況に対して、教育委員会はどのように思っておりますか。

○（教育）次長

先ほども申し上げましたが、おたるスポーツフェスティバルの目的が市民一人一人が年齢や体力に応じた健康づくりということで、たくさん参加されることはいいことだとは思っておりますので、参加を促す方法であったり、あと参加団体について、小樽スポーツ協会と相談していきたいと思っております。

○小池委員

周知依頼がなかったからしないということではなくて、もう一緒にやっている取組のような感じだと私は思っていますので、ぜひ取組を強化していただきたいと思います。

次に、施策項目の13ですが、主な取組からもう一つ、「家庭や地域との連携」ですが、具体的な内容は、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果や体力・運動能力を高めるための資料を児童生徒の保護者へ配布し、家庭や地域における運動習慣の確立について啓発します。」とあります。

このことについて、もう少し詳しくお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

小池委員の御指摘の資料についてであります。全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果等についての概要を保護者に周知し、体力・運動能力、そして基本的な生活習慣の育成に向けて、家庭の理解ですとか協力が得られるよう啓発するというものでございます。

内容としましては、本調査について、体格・体力の結果、それから、運動や生活習慣に関する結果のほか、併せて早寝早起きを心がけて毎朝朝食を食べることですとか、メディアに触れる時間を減らして望ましい生活習慣を身

につけるよう啓発しております。

なお、資料につきましては、市内小・中学校の全保護者に配布しているという状況でございます。

○小池委員

家庭に関しては何となく分かるのですが、地域における運動習慣の確立ということがどんなことなのかがいまいち分からないので、例えばどんなことなのか、お聞かせください。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

市教委としては、このことが地域にもできるだけ広がっていくということから、本資料につきましては、ホームページに掲載し広く周知するとともに、各学校におきましては小樽市学校運営協議会ですとかPTAの会議等において説明する中で、家庭のみならず地域の協力も得ることができるよう啓発しているという取組をしてございます。

○小池委員

施策項目13の達成目標は、全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点や、体育の授業以外で1週間に運動やスポーツの総運動時間が60分以上と回答した割合が指標とされています。

では、令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の小樽市における調査結果が令和6年2月に発表されておりますので、令和5年度の調査について改善された部分や令和4年度との比較を含めて、調査結果を簡単にお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

この全国体力・運動能力、運動習慣等調査でございますが、中身的にはなかなかボリュームがありまして多岐にわたってございますので、ポイントをかいつまんでお知らせしあげたいと思います。小学校5年生と中学校2年生が調査の対象となっており、体力を測定する実技に関する調査につきましては、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20メートルシャトルラン、50メートル走、立ち幅跳び、ソフトボール投げ、中学校におきましては、ここがハンドボール投げとなりますが、この8種目を測定するものでございます。

令和5年度につきましては、小学校男子は4種目で全国の平均値を上回り、令和4年度と比べ、全国との差で見ますと、8種目中5種目で改善が見られております。小学校女子につきましては、5種目で全国平均値を上回り、令和4年度と比べ、全国との差におきましては、8種目全てで改善が見られました。

中学校男子につきましては、2種目で全国平均値を上回り、令和4年度と比べ、全国との差において、8種目中7種目で改善が見られております。中学校女子であります、いずれの種目も全国平均値というのは上回っていないものの、令和4年度と比べますと、全国の差で見ると、8種目中6種目で改善が見られております。

これらを合わせた体力の合計点としましては、小学校につきましては、男女ともに全国平均値を上回り、中学校は男女とも下回ってはいるものの、中学校の男子で見ますと、全道の平均値を上回っているという状況であります。

小・中学校ともに20メートルシャトルランの記録から、全身持久力の部分で課題があるものと承知してございます。

○小池委員

すごく改善されてきていて、変な話、その小学校5年生が中学校2年生になったときにまたよくなる可能性もあると思いますので、今回の結果はとてもすばらしいものだったと思います。

この調査結果の最後に、改善に向けた小樽市の取組として、「教育委員会の取組」、「学校の取組」、「教育委員会・学校・家庭の取組」と三つそれぞれ取組を記載されております。

その中で、小樽市小中学校体力向上検討委員会における取組とありますが、この委員会組織について、詳しくお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室菊野主幹

今、御質問がありました小樽市体力向上検討委員会につきましては、市教委関係職員のほか、市内小・中学校の

校長、教頭、主幹教諭、教諭、ここに加えて養護教諭、そして栄養教諭というメンバーで構成しております。

構成については以上なのですが、詳しい部分ということでございましたので、取組としましては、体力調査の分析、それから体力向上の取組に関してその結果を踏まえた授業の指導改善に資する研修等の企画などを行っているものでございます。

○小池委員

ここでの分析や結果の取組が実を結んでいるのかとも思いますが、その他の教育委員会の取組を見ると、教員の授業力向上や部活動改革、未就学児や低学年児童の支援事業等の取組などの記載があり、その後、「小中学生を対象としたスポーツ教室等を充実させるとともに、長期休業中に参加しやすい取組を進めます。」とあります。

長期休業中に参加しやすい取組というのはどのようなことなのか、お聞かせください。

○（教育）次長

どうしても教室にはなってしまうのですが、長期休業中における運動をやっていただくという取組としては、水泳教室を開催したり、夏場であれば上屋つきプールを夏季休業中に開放して児童・生徒に来ていただくということもやっておりますし、あと、子供体操教室も実施しております。また、冬季休業になりますが、実行委員会組織でスキー学校をやって、小学生等に参加していただいております。

○小池委員

私としては、長期休業中で、冬期間は屋外の活動が制限されることや運動量が少なくなりがちなことから、運動不足になりがちと考えます。また、冬に体を動かす機会がなくて家でゲームばかりして困っているという保護者の声をとても多く聞いております。

本市の取組としては、今御紹介いただいたものも含め、歩くスキーとかという事業がありまして、こういった取組もすばらしく、ぜひ評価していただきたいと思います。

重複するかもしれませんが、歩くスキー事業以外に冬期間においての取組はどんなことをされているのか、お聞かせください。

○（教育）次長

冬期間に行っている教室にはなるのですが、小学生を対象としたトランポリン教室、また、幼児や小学校1年生、2年生を対象とした子供体操教室など、幼児と小学生なのですが、親子フラダンス教室というのをやって、少しでも体を動かしていただくという取組をやっているのと、また、先ほど歩くスキー事業ということで、そこで教室もやったりとか、からまつ公園では用具の貸出しをやって、使っていただくという取組を行っております。

○小池委員

できれば冬に特化したというところでお聞きしたかったです。

そこで、他都市で冬の運動不足解消の取組として、まず、真狩村では、冬期間の体力・健康の増進、ウインタースポーツの振興を図るため、近隣スキー場のリフトシーズン券購入費の一部を助成しています。また、ニセコ町でも、スキーのまちニセコ町として、子供たちの健康増進や体力増強、スキー技術の向上はもとより、地域の自然環境のすばらしさを知る機会として、シーズン券購入の助成を行っています。ほかにもこのような取組をされている自治体は多数ありました。

では、本市においては、何か冬の運動不足に対する対策はこれまでされてきたのか、また、他都市の事例でもあのように、スキー場の利用に対する助成などはされてきたのか、お聞かせください。

○（教育）次長

まず、他都市でやっているようなシーズン券とかリフト券の購入費の助成というのは、今までに行ったことはございません。

冬場に運動をやっていただくというのは、昔から多分スキー学校とかはあって、冬季休業中のお正月明け等に結

構やっていたいて、子供たちが参加したというのはあると思います。できる限り外で動いて体力向上につなげてほしいとは思っておりますが、なかなか事業としては、先ほど言ったような教室的なものしか今のところやっていませんけれども、今後何かいい取組があれば、検討してみたいとは考えております。

○小池委員

特に冬場が運動不足になりがちなので、それをどうするかということを、やはり本市も考えるべきではないかと思ひまして、先ほどの御質問をさせていただきました。

本市においても、御紹介した他都市のような取組をぜひしていただきたいと思ひまして、歩くスキー事業はとてもよい活動なのですが、活動場所はからまつ公園で、周辺地域の方にはとてもよいと思うのですが、銭函地域など活動場所までの距離がある方にとっては参加がなかなか難しいということも考えられます。

一方、もし取組をした場合は、本市にはスキー場が、スノークルーズオーンズ、朝里川温泉スキー場、小樽天狗山スキー場と3か所もありますので、比較的児童・生徒が利用しやすいかと考えます。ただ、リフト券は安いものではないと思います。なかなか行かせてあげられない世帯も多いのかと思います。

ニセコ町もスキーのまちですが、小樽市もスキーのまちです。リフト券の購入費の助成等は、冬期間の運動不足の解消、教育環境の充実にもつながり、さらに、スキー場利用者の増加、そして体力・運動能力の向上、運動習慣の促進にもつながり、子育て世代にとっても大変ありがたい取組だと思います。それは人口減少対策にもつながります。

結果、小樽市教育推進計画に反映させられると考えますが、いいことばかりのリフト券の購入費の助成事業の取組について、ぜひ検討していただきたいと思いますが、改めて見解をお示してください。

○教育部長

冬季休業中のスキー場のリフト代の助成ということに関しての御質問をいただきましたが、まず市内小・中学校の教育活動に際しまして、市教委では校外学習費としまして、スキー事業においても活用できるよう予算を計上し、各学校へ配当しているところでございます。

先ほど来、答弁しておりますが、市内で教室などを含めた様々な取組をやらせていただいておりますが、今回御質問はいただいているのですが、冬季休業期間中に、しかもスキーに特化した支援というお話で、なぜスキーなのかという整理ですとか、他の種目への支援をどう考えるのかだとか、いろいろ考えなくてはいけないことが多いのかとは思ひます。

また、こうした支援については、新たな予算という観点になりますので、先ほど御紹介した既存の予算の校外学習費を含め検討する必要があるものと考えますので、現時点で新たにスキーに特化した支援については、困難であると考えております。

○小池委員

困難だということなのですが、なぜスキーだけにと言われても、小樽市はスキーのまちで、冬場はスキーができる環境があるということが小樽市の特色でもありますので、全然おかしくないことだと思いますし、他都市ではすごく多くの自治体でやっておりますので、ぜひ検討していただきたいと思ひます。

もちろん、スキーだけではなくて、冬場のスポーツをする環境、遊ぶ環境というのは、小樽市は本当に少なく困っているという保護者の声をたくさん聞いております。私も先月30日に小学校の体育館を利用させていただいて、遊び場の運動やスポーツの運動を組み合わせたイベントをやっていたのですが、100人以上の方が来ていただいて、参加者の方たちからは、こういったイベントはどんどん増やしてほしいという声もたくさんお聞きしました。また、そういったイベントも少ないというのもありますし、特に冬場は小樽市のスポーツをする場所がないというのがありますので、今後、ぜひ対策を考えていただきたいと思ひます。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

公明党に移します。

○白川委員

◎企業版ふるさと納税について

企業版ふるさと納税について伺います。

12月2日時点の報道によると、来年度の税制改正で、企業版ふるさと納税制度について、控除額を拡大している特例措置を延長する方向で調整しているということでした。本市としても、地域活性化のための大事な財源となることから期待したいところがございます。取りあえずは令和6年度までの措置ということで、本市としてもいろいろと取り組んでこられたと思います。

先日の代表質問でも、我が会派の新井田議員の質問に対して、財源などの確保への積極的な取組として、企業版ふるさと納税では、トップセールスをはじめ、ウェブサイトの活用によるPR強化を図っているという御答弁だったと思うのですが、このトップセールスの効果はどうだったのか、何件当たって何件寄附があったのかというところといった部分について、お聞かせいただけますでしょうか。

○(総合政策) 官民連携室松尾主幹

本年度、東京都内の企業2社にトップセールスを行い、訪問した2社から寄附を頂く予定であります。

○白川委員

相手企業の意向で非公表の可能性もあると思いますので、寄附金額については触れませんが、トップセールスということなので、ボリュームも相当大きいのかと推察いたします。引き続き進めていただけるようお願いしたいところがございます。

その一方で、ウェブサイトの活用によるPR強化の内容について、お聞かせいただけますでしょうか。

企業が、インターネット上の数ある自治体の企業版ふるさと納税事業の中から、小樽市をどう見つけているのか、これまで寄附して下さった企業の動機という部分はこういったものがあるのかなど、お聞かせいただけますでしょうか。

○(総合政策) 官民連携室松尾主幹

小樽市のホームページで、これまでは地域再生計画の四つの基本目標を掲載し、企業版ふるさと納税の周知を図ってまいりましたが、より具体的に寄附の用途を御理解いただき、また、本市の取組に共感いただき、応援していただくため、子育て支援、小樽公園整備、移住促進の3事業を、企業版ふるさと納税募集サイト、企ふるオンラインなどを活用し、現在掲載しております。

どのように企業が小樽市の事業を見つけてくれたかにつきましては、小樽市のホームページ、企業版ふるさと納税募集サイトからの検索が多いことから、小樽市に寄附しようという意思で検索されている方が多いと認識しております。

○白川委員

令和5年時点で寄附を受領した自治体というのが、全国で1,462自治体あったみたいなのですが、その中で、いかに小樽市の事業がたくさんの企業の目に留まるかが大事かと思っていまして、先ほどの質問もさせていただきましたのです。

先ほど御答弁いただいた子育て、移住、公園の3事業は外部サイトで詳細が分かるのですが、それ以外の事業の詳細を知りたい場合は、何で知ればいいのかとなると、現状は問合せをするしかないのかと思うのですが、こういった部分の問合せ件数はどのくらいあったのか、あと、その件数は、当初の想定とどうだったのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○(総合政策) 官民連携室松尾主幹

令和6年度につきましては、本市への直接的な問合せが12件。なお、本市への問合せ以外に、募集サイト経由で寄附事業の提案や使途の希望があった寄附の問合せについては19件ありました。この件数につきましては、国の増加の傾向と同じく、本市への問合せについても昨年と比較して増えていまして、総合政策部官民連携室が4月からでき、企業へアプローチする機会も増えておりますので、増加の傾向にあるのかと認識しております。

○白川委員

効果が出ているということが理解できまして、ありがとうございます。

寄附件数が多いほかの自治体を参考にできればと、いろいろホームページ等を確認していたのですが、寄附件数が多い自治体は結構パンフレットを作っているみたいなのです。パンフレットのデータをホームページにアップするなどしていたのですが、こういう方法というのは企業にとっても目に留まりやすいですし、企業内でも検討テーブルへ取り上げやすいと思ったのですが、こういった取組というのは、本市では実施されていたのか、お伺いいたします。

○(総合政策) 官民連携室松尾主幹

企業版ふるさと納税のパンフレットの作成状況につきましては、地域再生計画の概要をまとめたデジタルパンフレットを作成し、小樽市のホームページで公開しております。

○白川委員

地域再生計画の概要が書かれた資料となると、全部文字で書かれた資料のことを指しているのか、確認をさせていただきます。

○(総合政策) 官民連携室松尾主幹

委員の御指摘のとおり、カラーで全部字になっているパンフレットを上げております。

○白川委員

それはSDGsのマークとかも書かれているものですね。

そういった目に留まって分かりやすい資料があると、企業としても取り上げやすいかと思うので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、第2期小樽市まち・ひと・しごと創生推進計画の事業実施期間が来年3月までとなっているのですが、4月以降についてはどうなっていくのか、お聞かせください。

○(総合政策) 官民連携室松尾主幹

国から期限延長などの正式な通知がなく、制度の詳細が不明のため、現在、今後の動向を注視しているところでございます。

○白川委員

国の方針が出てからということで理解しました。

私自身、この企業版ふるさと納税について、やはり大事な財源につながるということから、本市に特色がある地方創生事業が新たな寄附対象事業につながれば良いと考えていまして、何かヒントになる情報があるかと思っていろいろ調べていたのですが、**「小樽学 港町から地域を考える」**という書籍がございまして、その中に酒造の可能性について、北村亘法学博士のコラムがございました。その中には、起業、企業誘致、雇用の面からも地域活性につながるというところをはじめ、なるほどと思える部分が結構多くございました。

このコラムについて押さえていらっしゃいましたら、概要についてお聞かせいただけますでしょうか。

○（総合政策）企画政策室丸田主幹

コラムの概要についてということですが、「小樽学 港町から地域を考える」の中に、地方創生の切り札として酒造りのコラムを、私も興味深く読ませていただきました。

地方創生として、足元にある強みを生かす取組は重要であり、事例として出されております酒造りを通じて地域活性化を進めることについては、当然、可能性はあり得るものと考えております。雇用創出、今、委員がおっしゃっていただきました起業の面、それから関連産業の振興、地域のブランド力向上、観光振興にもつながるといったプラスの面が考えられる一方で、消費者の減少ですとか多様化するニーズへの対応といった課題もあると認識しております。

これから地方創生の視点で酒造りということで、本市がどのように生かしていけるかにつきましては、関係各部はもちろんのこと、関係事業者などとも情報交換をしてみたいと考えております。

○白川委員

私もこのコラムを読んで、原材料や副資材、資材調達から販売までというのを市内で完結できるというところも考えると、この酒造りというのはそれに関わる様々な業種の企業などにもいい影響をもたらす可能性があるのかと思いました。

既に歴史ある酒造業の企業がありまして、その企業を核として新規参入体制をつくることも可能であるということも書かれていたのですけれども、酒造業の新規参入とか起業について、見解をお聞かせいただけますでしょうか。

○（総合政策）企画政策室丸田主幹

起業という御視点ですが、先ほども申し上げましたとおり、地方創生として酒造りを使っていくことは、今、委員のおっしゃったようなメリットもあるとは考えておりますが、一方で、やはり酒造りというのは、消費者が減少しているですとか、また、お酒についてもニーズが多様化しているという課題もあるのかと認識しております。

そういった面も含めまして、酒造りをどのように地方創生というものに生かしていけるのかということについては、情報交換などを関係事業者とも進めてまいりたいと考えております。

○白川委員

今のは仮に酒造に可能性を見いだしてみたらどうかというところで提案させてもらったのですけれども、ほかにも様々な可能性がある業種はあるかと思いますので、そういったものも探していけたらと考えております。

我が会派としまして、地域産業を支える人材の育成や魅力的なまちのコンテンツづくりに、企業と協力して取り組むことができる魅力的な事業を企画するなど、企業版ふるさと納税が積極的に活用されるよう、一層努めることと令和7年度の予算要望書に書いているのですけれども、これが本当に必要だと考えております。

本市において、企業版ふるさと納税を活用した取組があれば、お聞かせいただけますでしょうか。

○（総合政策）官民連携室松尾主幹

企業版ふるさと納税を活用した企業との連携の取組について提案を受けております。引き続き、企業版ふるさと納税を活用した官民連携の取組について、進めてまいりたいと考えております。

○白川委員

詳細とか内容についてはまだ明かせない感じがですね。

ほかにも他都市の面白い取組を挙げて、本市でも取り入れられないかと思っていていろいろ調べていた中で、ある記事によると、企業版ふるさと納税の物納という事例もあるようで、1点紹介したいのですが、愛媛県宇和島市では、株式会社大塚商会から企業版ふるさと納税による災害時の防災資機材の物納寄附がありました。寄附された物品は、南海トラフ大地震や、頻発化、激甚化している豪雨などの大規模災害等において、防災対策の資機材として有効に活用していく旨の発表がされております。

本市でも、この物納について企業側から問合せはあったのか、お伺いいたします。

○(総合政策) 官民連携室松尾主幹

企業版ふるさと納税募集サイト経由で13件の問合せがありましたが、物品による寄附について受け付けた事例はございません。

○白川委員

企業側からすると、余剰在庫や使わなくなった設備を物納することで、廃棄コストを削減しながら社会貢献が可能になると、特に中小企業にとっては税制優遇を受けながら負担を軽減できるという点が大きな魅力であるとうたわれています。

本市で仮に物納の話があった場合に、課題として考えられることはどういう点があるか、お聞かせいただけますでしょうか。

○(総合政策) 官民連携室松尾主幹

物品による寄附については、当該物品の価格を特定することが難しく、現金による寄附と比較して、その寄附額を確定することが困難なことが課題と考えております。また、国からも、できる限り現金で受領するよう通知を受けております。

○白川委員

物納という方法がマッチする自治体があれば、そうではない自治体もあるということが確認できました。今お答えいただいた課題を考えれば、できるだけ現金での寄附をお願いしているということは大変理解できるものと思います。

企業版ふるさと納税の制度を活用するに当たって、企業においても本市においてもウィン・ウィンでなければいけないと考えるわけなのです。今日のニュースであったのですが、政府・与党が適用期限については3年延長する方針を固めたという情報を確認しました。また、地方自治体が寄附した企業に便宜を図る事例があったことから、不正防止への法令措置も検討されているということも言われておりました。

企業版ふるさと納税は大事な財源となりますので、ルールの下にトラブルなく、トップセールスと、あと企業とのマッチングを含めたウェブサイトの活用によるPR強化を継続していただきたいと思っていますところ です。

ただ、マッチングによる件数獲得もしっかり成果としてつながっているとは思いますが、先ほど例として出した酒造に限らず、小樽市ならではの企画で、今後も続くであろう企業版ふるさと納税で財源を確保していただきたいと思うのですが、これについて考えをお伺いして終わりたいと思います。

○(総合政策) 官民連携室松尾主幹

トップセールス、ポータルサイトによる情報発信、マッチングサイト、そういったツールを使いながら、企業との接点を増やしまして、企業版ふるさと納税増加に努めてまいりたいと考えております。

○横尾委員

◎街路樹について

まず、街路樹についてお聞きしたいと思います。

私は、令和3年9月17日の予算特別委員会で街路樹の関係で質問させていただきました。この内容を読ませていただきたいと思いますのですが、植栽してから年数がたち、老木化、大木化が進むことで枝葉の繁茂による落ち葉の増加、日当たりの悪化、そういったことで住民生活に支障を及ぼすことも十分懸念されていると。これは全国的な話ですが、小樽市も同じようなことがあるのではないかと紹介させていただきました。人口が減少する中で少ない予算でどうやって樹木を維持していくのかを考えなければならないというのを言わせていただきました。

そこで、平成27年3月に道路緑化技術基準というものが大幅に改正され、それを受けた形で、令和3年3月に北

海道の道路緑化に関する技術資料というのも改訂されたということを、令和3年9月のときにやらせていただきました。

小樽市としても統一的な考えの下で、樹木等の維持管理を行うことを目的に、街路樹管理計画だとかガイドラインみたいなものを作成することが必要だということで私は提案させていただいて、ちょうどこのときに小樽市緑の基本計画を策定しているところでありましたので、ここにのせてはどうかと、位置づけて計画することが必要だということを質問させていただきました。

当時の公園緑地課長が、小樽市緑の基本計画に、この街路樹の維持管理計画を位置づけるということでございますけれども、現在の小樽市緑の基本計画は令和4年度末の策定に向け作業中でございます。策定に当たりましては、策定委員会など、市民の意向を反映させる必要がございます。ですので、現段階では確定的なことは申し上げられないのですが、街路樹の維持管理に関する項目の位置づけについて、必要な検討をしてみたいというような答弁をいただきました。

今回、共産党、酒井議員の一般質問の中でこの街路樹に触れた部分がありましたけれども、同じような話で、管理体制が必要となってくるというような答弁もありましたし、小樽市緑の基本計画に記載されていないので、基本計画の途中見直しが可能かどうかというようなことも含めて検討させていただきたいというような答弁をしていただきました。

はて、何でだろうと。今できている小樽市緑の基本計画は、私が指摘したところを検討した上でできているはずなのに、この内容でまた途中見直しも含めて検討するというお話だったので、これはどういうことが起きているのだろうということで確認させていただきたいと思うのです。

私が令和3年9月に予算特別委員会で質問したときに小樽市緑の基本計画を策定しておりました。この小樽市緑の基本計画の中で、街路樹の維持管理に関するものも一応検討するというようなことがありましたので、どのようなことが検討されたのかということを確認させてください。

○（建設）建設事業室主幹

小樽市緑の基本計画策定時の検討についてなのですが、平成16年に策定された小樽市緑の基本計画では、配置整備に関する方針のみの記載であったということで、第2次小樽市緑の基本計画については防災及び景観の観点から、街路樹の目的及び配置の方針を追加するとともに、平成16年に策定された小樽市緑の基本計画では記載のなかった維持管理に関する方針というものを検討して追記しているところであります。

検討結果につきましては、緑化の推進という基本方針を踏まえて、街路樹については現状維持をしていくということとなっております。

○横尾委員

私が言っていたのは、技術資料だとかも改訂されていますので、こういった統一的な考えの下で維持管理を行うことが必要だということになりましたけれども、小樽市緑の基本計画で検討した中で、街路樹の維持管理に関する検討というのはどのようになったのか、お聞かせください。

○（建設）建設事業室主幹

小樽市緑の基本計画の中では、街路樹につきましては、老木や枯損などの状況把握に努め、剪定や伐木を行うというような方針で維持管理を図っていくとなっております。

○横尾委員

方針は分かるのですが、その後、具体的に管理計画みたいなものがなければ進まないかと思うのですが、その辺の検討はされてきましたか。

○（建設）建設事業室主幹

今ある街路樹が全て適正に維持管理できているかというところについては、老木化や大木化によって維持管理が

難しくなっている状況ということは認識しておりますので、まずは市内の街路樹の状態だとか樹種の配置などの把握に努めております。

また、今後につきましては、街路樹の管理計画などの作成の必要性等については認識しておりますので、樹種の在り方についてどのようにしていけばよいかというのは、小樽市緑の基本計画の個別計画みたいところで、上位計画の整合を含めて、検討していかなければならないと認識しております。

○横尾委員

そうすると、一般質問でされた、小樽市緑の基本計画に記載されていないので基本計画の途中見直しが可能かという部分に関して、どのような意図があったのかというのが分からなかったのですけれども、それを確認させていただいていいですか。

○建設部長

今回の酒井議員の一般質問の再質問への答弁の話だったかと思いますが、令和3年に御指摘があったときにも、やはり街路樹の大木化に伴いまして、交通障害が起きているということ、また、景観などを損なうということ、様々な課題があったのは事実でございます。

当時、小樽市緑の基本計画を策定しておりましたが、これらの課題を中に盛り込むことが可能かということで検討はしていたのですが、小樽市緑の基本計画の基本的な考え方といたしましては、やはり緑の推進ということが大前提にありましたので、記載としては、街路樹は適正な維持管理をするということと、今ある本数を守るということにとどめたところでございます。しかしながら、最近では、特に大木化、老木化というのが顕著に現れていまして、やはり交通障害がこれまで以上に起きているという事実も把握しております。

しかしながら、財政的な面からも適切な維持管理もできなくなっているということと、今後もやはり維持管理上、大きな負担が生じてくるということも懸念されているところでございますが、先ほどお話ししました再質問の答弁におきましては、小樽市緑の基本計画の本来の趣旨から、そぐわないことになるかもしれませんが、今後の方針といたしましては、現計画に現状の課題を盛り込みまして、人口に見合った管理本数、もしくは量から質へとといった形で変更できないかということで、今の小樽市緑の基本計画を踏まえまして、維持管理計画の必要性ですとかを改めて検討したいといった趣旨でお答えさせていただいたところでございます。

○横尾委員

3年たっていますので、それでまたさらに現状を確認したということですが、私はもっと前からそこを考えていたきたいという意味で質問して、それが逆に3年たてば、またその間にできたことも多々あるのかと。

私は常に言っていますが、人口減少というのは、常に今が一番人数が多くて、どんどん下がっていくということが目に見えている中で、いかに早く人がいる中でやっていくのか。事業者もそうですけれども、どんどん人が減ってきていますけれども、早く手を打つことで早く問題が解消されるということで、3年前に質問させていただいた内容でしたが、今の趣旨としては、建設部長から答弁していただきましたので、大変な中ではありますけれども、これだけ大きくなっているいろいろな事故があって、それこそ先日も東京都日野市のイチョウの木の話もありましたけれども、管理が行き届かないという部分もありますので、ぜひしっかりと対応していただきたいと思います。

◎広報おたるについて

続きまして、広報おたるについてお話しさせていただきたいと思います。

今、デジタル化、DXなどが様々に進んでおりますけれども、新聞なども印刷にかかる費用や配達にかかる経費など、たくさんかかっている。物価高騰というのもありますし、人件費がどんどん上がってきているというのがありますので、そういった中で、新聞のデジタル化なども進んできているかと思います。

そこで感じるのが、広報おたるを紙でも配っていますが、議会も一緒にさせていただいて、広報紙を届けさせていただいておりますけれども、市における紙媒体の広報についてどのようになっていくのかと懸念しているのですが、

今のところどのように考えているのか、お聞かせください。

○(総務)次長

紙媒体での広報紙を今後どうするかという御質問でございますが、市内には、スマートフォンですとかパソコンといったデジタルな機材をお持ちではなく、紙媒体の広報紙でなければ読めないという方も一定程度いらっしゃる認識しております。そういったことから、当面は現在の形を継続していくといったことを考えております。

しかしながら、横尾委員の御指摘のように、時代の流れとともに紙媒体である必要性がなくなってくるといったようなことも考えられますので、そういった際には廃止、デジタル化といったようなこともあり得ると考えているところでございます。

○横尾委員

様々にこの時代の変化を見据えながら、紙媒体もやはり当面は続けていかなければならないということを確認させていただきました。

今、市民の方がどのようなもので市政の情報を入手しているのかというのを私は感じるがあります。実際に、広報おたるが配布されていること、新聞折り込みに入っていること、新聞を読んでいないときには届けてくれるということも知らなかったりとか、いろいろなお話をする中で、市政の情報がやはり届いていないというようなことを感じることもありますけれども、市民の方が市政の情報をどのように入手していると市では考えているか、お聞かせください。

○(総務)次長

市民の方が市政情報をどのように入手するかと。我々からいたしますと、どのように発信しているかといったようなお話にもなっていますが、まず今のお話にございました広報おたるは重要な発信方法と認識しております。そのほかといたしましては、小樽市のホームページ、またはSNS、町内会で御協力いただいております回覧板、週1回行っておりますテレビ番組の小樽フラッシュニュース、FMおたるで流しておりますラジオ番組の小樽市民ニュースなどがございます。

その他といたしましては、市長による定例記者会見ですとか、あるいはFMおたるのラジオ番組の明日へ向かってスクラムトライ!といったようなところでは、市長から直接、市政情報をお話しさせていただいているところでございます。

あと、個別の案件につきましては、報道機関の御協力をいただきまして、新聞あるいは番組などで取り上げていただくような報道依頼を行っているというところでございます。

○横尾委員

市としてはどのように発信しているかということで、お伝えしていただきましたけれども、それをどう市民が受け止めているかというところの確認という部分で、先ほど質問させていただきました。

そういった部分も含めて、この広報おたるがどれだけ読まれているのかということを確認するような広報おたるに関するアンケートみたいなものは実施したことがあるのか、お聞かせください。

○(総務)次長

広報おたるがどの程度読まれているかといったことでございますが、御指摘のございますように、発行部数、それから配布部数というのは我々としても把握しておりますが、実際にどの程度読まれているかという検証はなかなか難しいところがございます。

直近の例といたしまして、例えばニーズアンケートということでは、昨年度、広報おたる発行900号を機に、アンケート調査といった記事を掲載いたしまして、そこでアンケートを取りました。残念ながら回答数が少なかったのが参考になるかどうかというところはあるのですが、経過としてはそのようなことがございます。

○横尾委員

今の確認ですけれども、昨年900号を記念したというのは、紙面の上でこのアンケートをやったということでしょうか。

○(総務)次長

900号を記念してといいますのが、令和5年8月号の中に、今後、より読みやすく役に立つ紙面づくりに努めるために皆様のお声をお聞かせくださいということで、QRコードを載せてアンケートを実施いたしました。

○横尾委員

読んでいる方しか回答しないような内容かと思いました。

現在の広報おたるなのですが、紙面デザインを含む内容はいつから今の形になっているか、お聞かせください。

○(総務)次長

現在の広報おたるの形でございますが、経過といたしましては、平成15年4月から今の形になっておりまして、それ以前は、政策をお伝えする政策版とお知らせ版という形で、月に2回発行しているという状況でございました。

○横尾委員

そうすると、今の紙面デザインは平成15年ですから、もう20年くらいたっているのかなと、時代も大きく変更しているのかと思います。

私は常々言わせていただいていますけれども、やはり伝えるから伝わるにしてほしいという話をさせていただいています。伝えているのは分かるのですが、それが市民に伝わっているのかどうかというのが大事だと。議会の広報委員会の中でもその話は常々しておりまして、どうやったら市民の方に伝わるのだろうということを工夫しながら、紙面も検討しているところです。先ほどもありましたけれども、市民のニーズをやはり把握して、どれくらい読まれているのか、これだけのお金をかけてどれくらいの人に伝わっているのかというのは、費用対効果も含めて1度は確認する必要があるのかと思っています。

私も視察等に行くと結構カラーの広報紙が多いと見受けられるのですが、他市の広報紙を見てもらって、市民に比較してもらうとか、市民に見やすさとか親しみやすさというのがほかの市と比べてどのように感じるのかとか、内容のよしあしなどを確認してもらったりすることも有効かと思っています。

やはり市民の方が見やすいもの、また親しみやすいもの、そして、内容が伝わるというものをどのように作ることができるかというのを含めて、このようなアンケートのようなものを実施して、よりよい広報紙とすることが必要かと。そのようなことを検討してはいかがかなと。また、そのような時期に来ているのではないかと考えます。

今、情報をどのように入手するのか、そしてどのように伝えるのかというのは非常に重要になってきますので、そのようなものを検討してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○(総務)次長

横尾委員のおっしゃるとおり、伝えたいということよりも、どのように伝わるかということが重要ということは我々としても認識しているところでございます。

現在も紙面づくりに当たりまして、担当といたしましては、日常的に目を通じて訴える媒体、発行物というものが、どのような言葉遣いが適切で、どのようなレイアウトが伝わるかといったようなことを意識しながら、編集に当たっているところでございます。

先ほど御質問の中で、カラーといったようなお話がございまして、アンケートの中でも、やはり同様に、カラーであるほうが目に伝わってくるということで、求める声というのはございましたので、我々といたしましても、検討いたしまして、例えば今、全部モノクロのものを、表紙と裏表紙だけをカラーにしたかどうかということで見積りを徴したことがございますが、それでも1.5倍の印刷費になるといったことがございまして、なかなかそこに踏み切れなかったといったような経過がございます。

財政的な問題、それからデザインを作っていくというのに当たりましては専門的知識というのもありまして、お金のことでとか体制の問題というのもございますが、お話にございましたように、他都市の例も参考にしながら、より伝わる紙面となるにはどのような物がいいかというようなことは、引き続き我々も考えながら検討してまいりたいと思っております。

○横尾委員

先ほどもお伝えさせていただきましたけれども、やはり、財政部とお話しするに当たって、費用対効果がどれぐらいあるのかというのは必ず聞かれて、恐らく今のところはその効果というのは把握できないという状況になっていると思います。これが、例えば読んでいる人が、3割読んでいて6割見るようになれば、2倍の効果、お金を1.5倍掛けただけの価値はあるとなります。市民が欲しい情報が市民にきちんと伝わるというのは非常に重要なものです。

その辺の把握みたいなものも含めて検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○(総務)次長

おっしゃるとおり、費用が倍にならずとも、読んでいる方が増えるといったことを考えていくというのは、もちろんそのほうが効果があるところでございます。

方法としてどのようなことが取れるのか、どうしてもなかなか予算だけに取られているということはなく、より読んでいただけるにはどうするかといったようなことを、正直なところ、実態としては印刷している部数がどれだけ手に取られているかというのを把握するのは困難というのはございますので、最初のお話にございました、より伝わる広報紙となるように改めて検討してまいりたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時12分

再開 午後2時39分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

○松井委員

◎議案第13号小樽市総合福祉センター条例の一部を改正する条例案について

議案第13号、議案第15号、議案第37号、議案第38号について質疑します。

議案第13号小樽市総合福祉センター条例の一部を改正する条例案についてです。

来年4月から、小樽市総合福祉センターをウイングベイ小樽に移転するというものです。

日本共産党は、利用者への説明が不十分であるということを指摘しまして、市長も不十分であったということを認めて、市長と語る会などを設けました。

市長と語る会には何人ぐらいが参加して、主にどのような意見が出されたのか、お聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

小樽市総合福祉センター移転に関わる説明会につきましては、まず7月に開催いたしました。その際の参加者は42名となっております。そのときに出た主な意見ですとか質問ですが、建て替え費用と移転費用の比較検討は行っているのか、浴室廃止に対する反対の意見、また、その進め方に対する御批判をいただきました。あとは、浴室廃

止の代替案等の検討は行っているのか。例えば、デイケアの施設とかは利用できないのかといった御意見をいただいております。また、現在の小樽市総合福祉センターの跡地利用について、また、移転後の交通アクセスについてなどの意見をいただきました。

次に、11月に再度、市長と語る会、説明会を実施いたしました。その際には15名の参加者がいらっしゃいました。前回の説明会で説明し切れなかった部分について、補足で説明させていただいたところですが、それに対する意見としては、浴室が廃止されたことで入浴困難になった方に対してどこに相談したらいいのか、そういった利用者への周知など、しっかりとしたフォローをしてくださいという御意見をいただきました。また、前回とも重複しますがけれども、跡地利用について、どういった形で検討されているのかといったものを御質問をいただいております。

○松井委員

それで、理解は得られたという認識でしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室上野主幹

一定程度の御理解はいただけたのではないかと考えているところではございますが、様々な御意見をいただいております。また、浴室廃止に至るまでの説明の過程で丁寧さが欠けていたなど、こちらとしても反省すべき点がございますので、移転後のセンター利用者にとって利便性が向上されるように、きちんとした運営を図っていきたいと考えてございます。

○松井委員

意見の中に浴室を残してほしいという多くの声もありますけれども、代替案は何か検討したのでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室上野主幹

自宅にお風呂がない方への代替案ということで、7月の説明会でデイスサービスなどの代替案についての御提案がありました。

そういったことの検討ということで、事業者への聞き取り調査等も行ったところですが、やはり不特定多数の方が利用される場合には、管理上の問題ですとか、現在、利用した後にお風呂のお湯の入替えをして利用しているので、感染症対策、衛生面の問題の対策、そういった課題があると。あとは、人力的な問題も課題として残るというような御意見をいただいております。そういった中で、なかなか代替施設という部分では難しいのかということではございます。

代替案としては、やはり現実的なものとしては公衆浴場を利用していただくということになります。ただ、利用に当たって経済的な面、様々な面で利用の問題があるという御意見も伺っております。そういった御意見には福祉の窓口に来ていただいて、様々なケースが想定できますが、相談に寄り添って進めていきたいと考えてございます。

○松井委員

いろいろ検討したということですがけれども、やはり500円の銭湯代は大変なのだという高齢者の方もいらっしゃいますので、そこで浴室を廃止してしまうのだということでは、少し冷たいという気がいたします。引き続き、何か対策が取れないのか、検討していただければと思っております。

浴室が廃止される以外で、今まで利用していた個人や団体の方、利用に際して不利益になるようなことはありませんか。

○（福祉保険）福祉総合相談室上野主幹

浴室以外の機能につきましては、基本は同程度の規模のものを移転させていただきます。

利用環境の向上ですとか、移転後も利用者の皆さんの意見を聞きながら、よりよいセンターになるように、運営を心がけていきたいと考えてございます。

○松井委員

◎議案第15号小樽市勤労女性センター条例の一部を改正する条例案について

次に、議案第15号小樽市勤労女性センター条例の一部を改正する条例案についてです。

同じく小樽市勤労女性センターをウイングベイ小樽に移転するというものですが、この移転に伴って、利用料の変更が行われています。

お聞きしたいのは、冷暖房使用料の徴収についてです。

今までは、11月から4月の冬期間の暖房料だけだったものが、冷暖房料に改正するとしています。徴収額と徴収するシーズンについて、お示してください。

○（生活環境）勤労女性センター館長

小樽市勤労女性センターにつきまして、これまでは11月から4月までの冬期間に暖房料を負担していただいておりますが、移転後は、全館空調であり冷房も利用することになるため、冷暖房用として、5月から10月を含む通年で負担していただくことになります。

料金につきましては、現行料金並みの単価で設定しております。

○松井委員

全館空調ということで通年負担ということなのですが、現在利用されている女性団体は、通年負担になるということについては知っているのでしょうか。

○（生活環境）勤労女性センター館長

利用者の皆様への周知につきましては、冷暖房料等が正式に決定となった後に周知を行う予定であったため、現時点での正式なお知らせはしておりません。

○松井委員

利用に関して、料金は今までと変わらないと説明してきたのだと思うのですがけれども、移転に関するアンケートでも、交通の便が悪くなると答えている意見もありましたけれども、それでも料金は変わらないし、利便性がよくなるならということで賛成した団体も多かったのではないのでしょうか。

ところで、利用者が冷房を入れないという選択をすることはできるのでしょうか。

○（生活環境）勤労女性センター館長

移転後の冷房につきましては、全館空調となるため、部屋ごとに冷房を切ることとはできないものとなっております。

○松井委員

全館空調ということですので、切ることとはできないということであれば、施設維持費ということになるのではないかと思います。施設維持費であれば、冷暖房料として利用者に負担を求めるのはおかしいのではないのでしょうか。

○（生活環境）勤労女性センター館長

あくまで実費相当分として、これまでの暖房料に加えて、冷暖房料という形で負担していただくものでございます。

○松井委員

あくまでも負担していただくということですが、私としてはおかしいとは思いました。

ある団体から、今までダンスで使っていたDVD再生機が、移転後はモニターテレビの関係で使えなくなると勤労女性センターから言われて困っているというお話をお聞きました。実際のところはどうなのでしょう。

○（生活環境）勤労女性センター館長

現在、当館の軽運動室では、ブラウン管のテレビにDVDプレーヤーをアナログ接続して使用しております。ブラウン管テレビは新施設へ移転する予定はありませんが、講習室用に新たに導入予定のディスプレイの活用なども含め、DVDの映像を視聴できる環境は整えていきたいと考えております。

○松井委員

視聴できる環境を整えていくということによかったと思います。

ところで、令和6年第1回定例会で、私は、利用者の同伴の子供は無料にすべきではないかという質問をいたしましたけれども、そこはどうなりますか。

○（生活環境）勤労女性センター館長

子供の同伴料金を無料とする件につきましては、一律に子供を無料といたしますと、当館の設置目的とは異なる利用が増加する懸念も考えられますので、利用者が施設を使用する際の目的により、子供の利用料金の無料化をすすめる方向で検討しているところでございます。

○松井委員

◎議案第37号小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案及び議案第38号小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について

次に、議案第37号小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案及び議案第38号小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてです。

初めに、正職員の給与引上げは、いつからの適用ですか。

○（総務）職員課長

正規職員の給与改定につきましては、今年4月に遡及して適用するという予定でございます。

○松井委員

今年4月ということで、会計年度任用職員については、今年の第1回定例会でも私が質問しましたがけれども、結局1年遅れの改定になりました。今回はどうでしょうか。

○（総務）職員課長

今御指摘があったとおり、会計年度任用職員については、昨年度まではその年度の人事院勧告の内容を翌年度から適用という形でしたけれども、今年度に関しましては、国の非常勤職員に準じまして、週の勤務時間や任用時間が常勤職員と大きく差がある、一部の会計年度任用職員は12月からという形になるのですが、それ以外の大部分の会計年度任用職員につきましては、正規職員と同じように今年4月に遡及して適用する予定でございます。

○松井委員

大部分は4月から遡及ということで、4月からの差額分の支給はいつになるのでしょうか。正職員、会計年度任用職員、それぞれについてお答えください。

○（総務）職員課長

差額の支給ということで、当初は、12月の冒頭で議案を提出させていただいて、先議としていただければ年内にということを考えていたのですが、皆さんも御承知のとおり、国の動きの関係もありまして、追加の提案となり、遅れたこともありまして、都合上、年内が難しく、今のところ会計年度任用職員と正規職員両方とも年明けの2月をめどということで考えているところでございます。

○松井委員

寒冷地手当についてですけれども、会計年度任用職員に対してはどうなっていますか。

○（総務）職員課長

寒冷地手当は、会計年度任用職員は支給対象となっておりません。

○松井委員

会計年度任用職員の方も灯油代はかかります。なぜ出さないのでしょうか。

○（総務）職員課長

会計年度任用職員の給与の取扱い等を含めまして、国で地方の会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理

マニュアルが示されております。その中で、会計年度任用職員に支給する手当というものが列挙されておりますけれども、寒冷地手当というものがその中にはなくて、国が示す会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルで列挙されている手当以外のものは支給しないことを基本とするとされておりますので、支給対象とはしていないところでございます。

○松井委員

国の会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルを私も見てみました。今、御答弁がありましたように、手当について支給される事例が列挙されていて、それ以外の手当については支給しないことを基本とするとされています。

寒冷地手当については書かれていないのですけれども、あくまでもそれは基本とすると書かれていますので、寒冷地手当を支給することは可能ではないかと思うのですが、考えられないのでしょうか。

○（総務）職員課長

基本とするという表現の解釈というか、考え方になるかと思うのですが、確かに基本なので、表現としては、例外というか、地域の実情等で支給するということができなくはないように思われるのですが、正規職員の場合の給与の取扱いの関係で、給与面で国家公務員を上回るような運用は不適切ということがありまして、例えば、国家公務員にないような種類の手当を出すようなことをしたときに、それが不適切ということで、自制をするように国や道から求められるということがあります。

会計年度任用職員につきましても、今申し上げたように、国の会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルでは支給しないのが基本とされている以上、例外というか、それを私どもの判断でやったときに、不適切な運用であるということでは是正を求められるということも考えられますので、やはり寒冷地手当を支給することは、マニュアルに沿って考えると難しいのではないかと考えています。

○松井委員

国の運用以外は不適切と考えられる可能性があるということですが、寒冷地手当というのは地域的なもので全国的なものではないです。

道内で出している自治体はないということですか。

○（総務）職員課長

道内全ての自治体の状況を確認はできていないのですけれども、実際は幾つかの市町村で出しているところがあるということは、把握はしております。

○松井委員

他の幾つかの自治体は出していると今お聞きしました。ということは、支給することはできるのではないのでしょうかと思いますので、検討してほしいと思います。

次に、期末勤勉手当についてお聞きします。

正職員の期末勤勉手当は合計で何か月上がったのでしょうか。

○（総務）職員課長

正規職員の期末勤勉手当の支給月数ですが、今回、条例を出させていただいているもので、年間で0.1月分引き上げるといような形になってございます。

○松井委員

会計年度任用職員についてはどうでしょうか。

○（総務）職員課長

会計年度任用職員につきましても、同じように年間で0.1月分引き上げるとい形で考えております。

○松井委員

現行はそれぞれ何月ですか。

○（総務）職員課長

引上げ前の今年度の当初の状態では、正規職員が期末勤勉を合わせまして年間で4.5月分、それから、会計年度任用職員は、今年度から勤勉手当を新たに出すようになりましたが、両方を合わせまして年間3.5月分ということで、今年度はさせていただいております。

○松井委員

正職員が4.5月分から4.6月分に、会計年度任用職員が3.5月分から3.6月分ということで、もともと1か月の勤勉手当の差があります。0.1月分上がったのはいいのですが、その差は縮まっていないということです。今答弁されたように、今年度から、会計年度任用職員も勤勉手当が支給されるようになったということはよかったと思います。

でも、公平な同じ月数にするべきではないかと思うのですが、いかがですか。

○（総務）職員課長

会計年度任用職員の勤勉手当の月数の取扱いですが、今年度からスタートするに当たって、国からも支給月数等は正規職員に準じるのが基本だということの通知は受けておりまして、以前も議論いただきましたが、本来は正職員と同じ月数とするべきものとは考えております。

ただ、以前説明したとおり、財政事情等、負担等を考慮しまして、今年度は1月分少ない月数ということにさせていただいて、それを前提に今年度の予算編成をしてきたというところがありまして、その後、国から財政措置がなされていることは実際に通知を受けておりまして、交付税があるということではあります。ただ、それが所要額の全額を頂けているわけではないということも確かということでありまして、今年度分の月数につきましては、先ほど職員と同じ月数は引き上げたいということで考えているということでお答えしましたが、職員と同じ月数まで1.1月分になり、そこまで一気に引き上げるということは難しい状況であるかとは考えてございます。

これから新年度に向けて予算編成ということで作業が始まってきますが、その辺の状況であったり、それを踏まえた将来の収支見通しの状況などを、財政部とも確認させていただきながら、今後、正職員と同じ月数まで引き上げることができるのかどうかということについては、検討していきたいとは考えております。

○松井委員

正職員に準じるというのが基本だということですので、引き上げたいという思いも言っていると思いますので、財政的に難しいとおっしゃっていますが、やはり会計年度任用職員の方の約6割が年収200万円以下の低賃金で働いています。もともと賃金が低いのに、さらに寒冷地手当も出ない、勤勉手当にも差をつける、そんな差別はやめるべきだと思いますし、加えて正職員化するという方向もぜひ進めていただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

◎後志共同消防指令センターについて

次に、一般会計補正予算の後志共同消防指令センター整備事業費についてお聞きます。

後志管内3消防本部の消防指令業務の共同化に向けて消防指令センターを設置するものですが、これは消防の広域化につながるのではありませんか。

○（消防）警防課長

後志管内消防本部の消防指令業務の広域化につきましては、北海道消防広域化推進計画を踏まえまして、平成24年度に後志管内4消防本部が協議し、後志管内特有の地形や諸所間の距離が遠いことなどから、広域化によるスケールメリットが得られないとの理由により、国や北海道が示す広域化の効果が見込まれないと判断しております。

消防指令業務の共同化は、これまで複数の消防本部がそれぞれ行っていた119番などの緊急通報の受付や、消防

隊、救急隊への出動指令を1か所の消防指令センターにおいて実施するものであり、広域化につながるものではないと考えております。

○松井委員

広域化につながるものではないという御答弁でしたけれども、私は、広域化の布石になるのではないかと考えます。

今回、共同化に参加していない羊蹄山ろく消防組合が、将来的に参加するということはある得ますか。

○（消防）警防課長

今回、消防指令業務の共同化に参加していない羊蹄山ろく消防組合は、現在運用中の消防指令センターの更新時期に合わせた参加について検討するとのことですので、現時点においては参加の有無または時期等については未定となっております。

○松井委員

現時点では未定ということですが、仮に、羊蹄山ろく消防組合が参加すると、ますます広域化につながるものが懸念されると思います。これまで、市内でも統合とか廃止が繰り返されてきました。

これまで消防署所が小樽市内で一番多かった時期はいつで、そのときの消防署所の数は幾つだったのでしょうか。

○（消防）総務課長

小樽市内の消防署所の数が一番多かった時期は、昭和41年8月から昭和45年10月までであり、そのときの消防署所の数は12ありました。

○松井委員

12あったんですね。昭和41年から昭和45年ということです。現在の消防署所の数は幾つでしょうか。

○（消防）総務課長

現在の消防署所の数につきましては、本年12月1日現在で、7となっております。

○松井委員

現在7か所ある署所が、さらに蘭島支所の廃止ということになると、今、6か所にされようとしています。一番多かったときの半分にになります。実際、8月に蘭島で火災が発生しています。そのときに、オタモイ支署から来た消防車が到着したのが、蘭島支所から来た消防車の5分後でした。こういったように、効率化の名の下で、こういう切捨てが進むのではないのでしょうか。

先ほど共同化と広域化は違うのだという御答弁がありましたけれども、やはり日本共産党は、人員の削減とか支所、消防車両が減らされるなど、消防力の低下につながるという消防の広域化につながる懸念があることから、反対します。

◎マイナ保険証について

次に、マイナ保険証について、お聞きします。

マイナ保険証への一本化を進めるために、従来の健康保険証の新規発行が今月2日から廃止されました。有効期限までは、国民健康保険被保険者証や後期高齢者医療被保険者証なら来年7月末まで利用できます。その中でも様々な不安の声もお聞きします。

制度の内容についてお聞きします。

初めに、健康保険証やマイナ保険証について、市への問合せはあるのでしょうか。もしあるのであればどのような内容なのか。

○（福祉保険）保険年金課長

お問合せの件、国民健康保険証ということでお答えさせていただきますと、マイナ保険証への切替えにつきましては、11月頃から窓口や電話で、多い日で十数件程度のお問合せがありました。内容のほとんどが健康保険証はど

うなるのかという質問で、こちらは現在、持っている健康保険証が来年7月まで使えることや、マイナ保険証に切り替えなくても、自動的に資格確認書が送られてきてまして、これまでどおり受診できることを御説明させていただくと、ほとんどの方に納得していただいているという状況にあります。

○松井委員

今御答弁にあったように、マイナ保険証を持っていない人には、自動的に資格確認書が送付されるということになりました。

この有効期限はどのくらいなのでしょう。

○（福祉保険）保険年金課長

本市の国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、従来の紙の健康保険証と同様、1年が有効期限になります。8月から翌年7月末までとなります。これは道内一律となっております。

○松井委員

マイナ保険証を持っている持っていないにかかわらず、後期高齢者医療制度に加入している人には、資格確認書は自動的に送られるともお聞きしましたがけれども、その認識でいいのでしょうか。

○（福祉保険）保険年金課長

そのとおりになります。国からは、混乱を避けるために、来年7月末まで新規に後期高齢者医療制度に加入された方には、マイナ保険証を持っている持っていないにかかわらず、資格確認書を送るよう通知がありまして、そのように対応させていただいております。

○松井委員

それは、マイナ保険証を持っている持っていないにかかわらず、来年4月以降も送られてきますか。

○（福祉保険）保険年金課長

あくまで現時点での国の通知によりますと、国がマイナ保険証を持っている方に対して自動的に資格確認書を送るのは7月末までとしております。

○松井委員

では、現時点では、その後は分からないということですね。

資格確認書は小樽市ではどのような様式なのでしょう。また、それは保険者によって様式は変わるものなのでしょうか。

○（福祉保険）保険年金課長

小樽市の国民健康保険及び後期高齢者医療制度におきましては、従来の紙の健康保険証とサイズも記載内容もほぼ同じとなっております。保険者によって法に決められた範囲でサイズなどを決めることができることにはなっているのですが、北海道におきましては、国民健康保険、後期高齢者医療制度ともに統一されています。

○松井委員

ほぼ同じ物だということなのですね。

マイナ保険証を取得している人には、エラーで確認ができない場合に備えて資格情報のお知らせが届くことになっています。

この資格確認書と資格情報のお知らせが届くのはいつ頃の予定でしょうか。

○（福祉保険）保険年金課長

既に紙の健康保険証をお持ちの方には、来年7月にお送りする予定です。

12月2日以降に国保に加入したマイナ保険証を持っている方には、既に資格情報のお知らせをお送りしております。

○松井委員

もう既に送られているのだと思うのですが、一つの家庭でも、資格確認書を送る方、そして資格情報のお知らせを送る方と双方が混在するなど、自治体によって膨大な作業とはならないのでしょうか。

○（福祉保険）保険年金課長

御指摘のとおり、来年7月は初年度ということもありまして、事務が煩雑になることが予想されます。事務手順を整理するなどしまして、十分に準備を整えて対応する必要があると考えています。

○松井委員

次に、病院でマイナ保険証を認識できない場合は10割負担を請求されることになりますか。

○（福祉保険）保険年金課長

マイナ保険証での受付ができない場合につきましては、医療機関等の窓口で、お持ちのマイナ保険証と一緒に、保険者から交付される資格情報が記載された資格情報のお知らせ、またはスマートフォンでマイナポータル画面を提示することで、医療保険の受診が可能です。

また、資格情報のお知らせやマイナポータルの画面が提示できない場合でも、医療機関に被保険者資格申立書を記載し、提出すると、医療保険の受診が可能となります。

○松井委員

次に、視覚障害者とか重症心身障害者の支援団体の方から、顔認証とか暗証番号の入力は、ほぼ不可能ですというお声も聞きます。また、高齢者施設では、マイナ保険証を管理するのは責任が重過ぎる、預かりたくないという声もお聞きますけれども、この声をどう思いますか。

○（福祉保険）保険年金課長

マイナ保険証の利用が難しい方や施設があるということで、その利用について不安があるというのはおっしゃる通りだと思います。国におきましても、その点につきましては十分認識しておりまして、そういう場合には、保険者に、要配慮者等のため、マイナ保険証の利用が困難である旨の申請をしていただくことができれば、マイナ保険証をお持ちの方にも資格確認書をお送りすることができます。

○松井委員

一方、マイナ保険証は作ったのだけれども、やはりいろいろ不安だとか落としたら困るということもあって資格確認書にしたいのですというときはどうすればいいですか。

○（福祉保険）保険年金課長

小樽市の国民健康保険と後期高齢者医療制度の被保険者の方につきましては、保険年金課に利用登録の解除申請書をお出しいただくことで、資格確認書をお送りするという対応になります。申請書は窓口及び郵送でも受付しております。

○松井委員

解除の周知というのは行き渡っていると思いますか。

○（福祉保険）保険年金課長

周知が行き渡っているのかという御質問につきまして、現在、周知の方法につきましては、小樽市のホームページで利用登録解除の案内を掲載しています。ただ、まだホームページということですので、マイナ保険証の利用啓発と併せて、どうしてもマイナ保険証を使いたくないという方の利用登録解除の周知の方法という部分につきましては、今後、考えていきたいと思っております。

○松井委員

国の強引なやり方に、自治体の職員の方も大変な思いをしているのではないかと考えています。従来の健康保険証を廃止してまで強引にマイナ保険証への一本化を進める国の姿勢は、問題だと思っています。

日本共産党は、従来の健康保険証を廃止するということは撤回すべきだということを求めています。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○下兼委員

◎たるトク健診について

まず、たるトク健診について伺いたいします。

たるトク健診は、生活習慣病の原因となるメタボリックシンドロームの該当者やその予備群を早期に発見し、生活習慣の改善へ結びつけることを目的とした健診です。日本人の3人に1人がメタボリックシンドロームに該当すると言われています。今こそ、ご自身の健康を知り、守り、つくるために、年に1回たるトク健診を受診し、生活習慣の改善が効果的と判断された方は特定保健指導を御利用されることをお勧めします、と小樽市のホームページには載っております。

何点かお尋ねいたします。

まず、たるトク健診はいつから始まり、また、当初の目的はどのようなものだったのか、お聞かせください。

○(福祉保険)橋本主幹

たるトク健診は、小樽市における国民健康保険の被保険者を対象とした特定健康診査のことになりますが、特定健康診査は、高齢者の医療の確保に関する法律、いわゆる高確法と呼ばれている法律の第20条に定められ、平成20年4月から開始されております。

目的は、先ほど委員がおっしゃったとおり、生活習慣病の原因となるメタボリックシンドロームの該当者やその予備群を早期に発見して、生活習慣の改善へ結びつけるものです。

○下兼委員

そうしますと、16年ぐらい前ということになりますね。

それでは、受診者の年齢が40歳から74歳となっていますが、この年齢層の根拠をお聞かせください。

○(福祉保険)橋本主幹

受診対象者の年齢ですが、先ほども申しました高確法で40歳以上75歳以下の年齢に達する者に対し行うものと定められておりまして、こちらを根拠に実施しております。

○下兼委員

75歳からは後期高齢者ということになります。

それでは、今年度の対象者数と、現在までの受診者数をお示してください。

○(福祉保険)橋本主幹

対象者の定義としまして、高確法において、当該年度の4月1日における加入者であって、その当該年度において、40歳以上75歳以下の年齢に達する者とされており、今年度の対象者数はまだ確定しておりません。ですので、年度当初に受診券をお送りしました方の数で申し上げますと、1万6,505名でした。受診者数は現時点で3,978名と把握しております。

○下兼委員

途中から国民健康保険に替わられる方、また、社会保険から抜け出したりということで確定していないというこ

とですね。承知いたしました。

それでは、令和元年度から令和5年度までの特定健診受診率をお示してください。

○（福祉保険）橋本主幹

受診率ですが、令和元年度は19.6%、令和2年度は24.9%、令和3年度は27.5%、令和4年度は30.4%、令和5年度は34.4%となっております。

○下兼委員

令和元年度から比べるとかなり上がってきているように思います。

受診率が確実に上がっている要因は何だとお考えでしょうか、お聞かせください。

○（福祉保険）橋本主幹

受診率向上の要因についてですが、令和2年度より受診率向上対策の強化を行っております。未受診者への受診勧奨数の拡大や、受診者に対するクオカードなどのインセンティブの付与、あと、健診受診料の自己負担の無料化、医療機関からのデータ受領の強化等を行ってまいりました結果と考えております。

○下兼委員

その効果が現れているということが、数字でも分かります。

次に、年齢階層別受診率についてお伺いいたします。

過去5年間の年齢階層別受診率を見て、どの年齢層の受診率が上昇の傾向にあるとお考えでしょうか。また、その要因は何であるとお考えでしょうか、お聞かせください。

○（福祉保険）橋本主幹

平成30年度から令和4年度の5年間におきまして、65歳から69歳で13.1%、70歳から74歳で12.1%の増加で、受診率の上がり幅は、65歳以上の方がほかの年齢層に比べて大きくなっています。

この要因としましては、65歳以上といいますと、ちょうどお仕事を退職された方が新規加入されてくる世代ですので、これまで勤務先で実施されていた職場健診の延長として、健診の受診行動が習慣化していることが考えられると思います。また、徐々に御自身の健康に向き合える余裕ができたり、逆に不安を持つようになる時期であることも考えられます。被保険者の人数も多い世代ですので、これまで受診率向上対策のメインターゲットとしてきた結果とも言えるかもしれません。

○下兼委員

やはり60歳から65歳というのは、体の変わり目といいますか、お仕事を辞めたりして、自分がこの先どうなっていくかという不安もあると思うのですけれども、しっかりと健診を受けていただいて、そして御自分の健康管理もしていただくということだと思います。

それでは、逆にどの年齢層の受診率が上がっていないのか、お聞かせください。さらに、その要因もお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉保険）橋本主幹

まず、50歳から54歳において、先ほど申し上げた5年間で見ますと、3.6%の増加でした。これは一番伸び率が低くなっています。

この世代は、就労中などにより、労働安全衛生法による職場健診が適用となっており、あえて同じ検査項目である特定健診を受診する必要のない方が一定数いる一方で、特定健診を受診したくてもお仕事が忙しいなどの理由で受診できない方もいらっしゃると思います。

○下兼委員

私も50歳代、40歳代に仕事をしていましたときには、なかなか健診を受けようという余裕というのは、なかったような気がします。ですけれども、やはりなるべく1年に一遍の健診は受けたいと思います。

先ほどもお尋ねいたしましたが、全体的に受診率は上がっております。ですが、年齢層によっては20%台にも満たない年齢層もあります。今、50歳代、55歳の方々もそうでした。

それでは、本市では、さらなる受診率向上のための対策があれば、お聞かせください。

○（福祉保険）橋本主幹

本市においては、医療機関への定期通院者が多いという状況がありますので、医療機関の御協力をいただきながら、健診と同じ検査を実施している場合にデータを御提供いただくみなし健診であるとか、就労中の方の職場健診等のデータを御提供いただく自己申告健診などのデータ受領事業を強化したり、また、当該年度に40歳を迎える方や、保険の切替えにより初めて国民健康保険加入者になった方へ、個別に健診について周知を行い、受診率の向上に資するように努めていきたいと思っています。

○下兼委員

この先もしっかりと対策を実らせてください。

次に、特定保健指導について伺います。

厚生労働省生活習慣病予防のための健康サイトによりますと、特定保健指導とは、「特定健康審査の結果に基づき、主にメタボリックシンドロームの予防や解消を目的に行われる健康支援」と書いてあります。

それでは、特定保健指導の指導内容をお聞かせください。

○（福祉保険）橋本主幹

特定保健指導の内容ですが、保健師や管理栄養士などの専門職により、その対象となった方が自身の健康状態を自覚して、自主的な取組の実施やその継続ができるように、運動、食事、睡眠、その他の生活習慣の改善を切り口にして、個々の状況に合わせた目標を設定して、3か月程度の実践に対し、支援を行う内容となっております。

○下兼委員

自分の体をしっかりと分かっていない方もいらっしゃると思うので、こういうきっかけがあれば、やはり自分の体の見直しと、あとは生活習慣の見直しということが行われるのではないかと思います。

それでは、昨年度の特定保健指導の対象者は何名で、特定健診受診者の何%になりますか。さらに、指導実施率もお聞かせください。

○（福祉保険）橋本主幹

令和5年度の特定保健指導の対象者は584名、特定健診受診者の約11.2%となっております。指導実施率は20.0%となっております。

○下兼委員

やはり結構いらっしゃいますね。自分で気がつかないうちにということがあって、さらに実施率も低くなっているということで、何とか見つけていただいて指導していただきたいと思っています。

指導実施率が高いと思われますか。また、指導実施率が上がらない要因にはどのようなことが考えられますか。さらに、実施率を上げるためのお考えがあればお聞かせください。

○（福祉保険）橋本主幹

本市の保健指導の実施率は、全道、全国の平均を下回っておりますので、まだ低い状況と言えると思います。

特定保健指導を実施するに当たり、健康に関する行動を起こしている健診受診時点において保健指導を実施できると、利用に抵抗が少なく高い指導の効果も期待できるので、例えば小さな町村であれば、健診の日時や場所を指定し、実施する集団健診において受診された方に対して、保健師、管理栄養士などの専門職が当日のうちに特定保健指導の実施を行ったりとか、逆に札幌市など大きなところでは、大きな医療機関などの健診実施機関に専門職が配置されていることがありますので、そのような方々が当日に保健指導を行うようなことで実施率が高くなるという状況もあるのですが、本市においては、受診される方の利便性を考えて、大きな病院ばかりでなく、個人のク

リニックなどの医療機関にも御協力いただいて実施しているものですから、個別の医療機関において、健診受診直後の保健指導の体制を整えることは困難な状況です。

健診委託先の医療機関において、当日実施が可能かというところを探っていったり、あるいは、健診当日の実施がたとえ困難でも、リモートによる面接やセルフモニタリングが可能なアプリなど、ICTを活用した保健指導の実施など、対象となった方が利用しやすい方法を検討して、実施率を向上させていきたいと考えております。

○下兼委員

50歳代ぐらいの方は、かかりつけ医というものをお持ちではない方がたくさんいらっしゃると思うのです。だから、この健診をきっかけに、また何かあったらここの病院に来ようと、年齢を重ねていってもかかりつけ医としてその病院に行けるというのは、私はとてもよい方法だと感じておりました。

それでは、小樽市国民健康保険データヘルス計画【第3期】、小樽市特定健康診査等実施計画【第4期】が、二つとも今年度から令和11年度までと、この3月に策定されました。現状のまとめの中で、特定健診では、生活習慣病は自覚症状が乏しく早期発見のために特定健診は重要であるが、その受診率は令和4年度は30.4%となっており、特定健診を通じて健康状態を把握すべき健康状態不明者が3,671名、22.8%存在し、65歳から74歳に比べ、40歳から64歳までの年代において割合が高いとなっています。

最後に、40歳から60歳の年代の方々に特定健診を受けていただくためのお考えがあれば、お聞かせください。

○（福祉保険）橋本主幹

40歳から64歳までの辺りの方は、将来の健康に目を向けるよりも現状を考えがちな世代であると考えております。働き盛りの世代ですので、職場での健診を受けられていない方についても、この頃から御自身の健康をしっかりと認識していただき、健康意識を高めていく働きかけが必要だと考えております。

先ほども申し上げましたが、現在、国保の新規加入者には、個別に受診の御案内を行っているほか、未受診の方に対しても、その属性に合った資材を活用して、受診行動につなげられるよう努力しているところです。

これまでの対策の効果も検証しながら、若い世代の方にももっと受診していただけるよう、受診率向上対策を進めていきたいと思っています。

○下兼委員

実は、私も今年5月に特定健診を受けてまいりました。2年ぶりだったので、ドキドキしていたのですが、近くの病院で親切にさせていただいて、さらには1,000円分のクオカードが送られてきましたが、全く申込みのときには分からなかったのです。多分パンフレットは入っていたと思うのですが、全く読みもせず。私、何か変なところがあったのだろうかと思ったのですが、開けてみたらクオカードが1,000円分入っており、とてもうれしかったのです。

そのためではないのですが、それがきっかけとなって、また来年も行こうかという方が増えていけば、小樽市民の健康意識も上がっていくのではないかと考えております。

◎小樽市内の感染症について

次に、小樽市内の感染症についてお伺いいたします。

小樽市保健所が12月2日からウイングベイ小樽に移られました。私も事前の内覧会に参加させていただきました。ふだんなら間違いなく見ることができない奥の検査室なども拝見いたしました。貴重な時間でした。小樽市保健所の職員の方々の大変なお仕事ぶりが想像できました。まさしくプロフェッショナルだと思っています。これからも小樽市民のために頑張っていただきたいと思います。

令和6年第2回定例会でも質問させていただきました小樽市内の感染症について、何点かお尋ねいたします。

小樽市保健所ホームページから、令和6年第48週（11月25日から12月1日）週次報告を見ますと、やはり新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎が上位を占めております。

季節は冬になっていますが、11月以降、現在までの新型コロナウイルス感染症の患者数が多かった週、そして傾向などをお聞かせください。

○(保健所) 鳥居塚主幹

ただいま新型コロナウイルス感染症の患者数等についての御質問でしたが、感染症発生動向調査では、11月の4週目までは患者数の増加は見られません。5週目はやや増加し19人、1定点当たり3.8人。12月の1週目にさらに増加し28人、1定点当たり5.6人となりました。

令和5年の同時期と比較し、本年の患者数は少なく推移していましたが、11月第5週以降は同程度となっています。

○下兼委員

何度も言いますが、まだ新型コロナウイルス感染症は普通に私たちの生活の中にいるのだということを思い出して、しっかりと感染対策をしてもらいたいと思います。

それでは、高齢者施設等でのクラスターはありましたでしょうか、お聞かせください。

○(保健所) 鳥居塚主幹

高齢者施設のクラスターについての御質問ですが、小樽市保健所では、患者発生数が10人以上となった場合に高齢者施設から報告をいただいておりますが、令和6年4月以降の高齢者施設におけるクラスター発生件数は、12月12日現在で17件となっております。

○下兼委員

どうしても施設に入っていると感染が拡大してしまうというのは致し方ないのかとは思いますが、施設ではしっかりと感染対策もしていると思うのですが、やはりありました。残念です。

それでは、同様にインフルエンザ、そして、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎の患者数と傾向もお聞かせください。

○(保健所) 鳥居塚主幹

インフルエンザとA群溶血性レンサ球菌咽頭炎の御質問でございますが、まず、インフルエンザの傾向ですが、昨年11月の第3週には警報入りしていました。本年は11月の第3週まで低く推移していましたが、11月の第4週から徐々に増え始め、12月の第1週では、1定点当たり5.6人となりました。

次に、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎の傾向ですが、昨年12月から本年7月にかけて警報が続いていましたが、7月の第2週目以降は昨年より少なく推移しています。

○下兼委員

この季節は、インフルエンザ、そしてA群溶血性レンサ球菌咽頭炎も人数が少しずつ増えているということが分かりました。

それでは、今年度から国の制度が変わり、高齢者等インフルエンザ予防接種事業と同様に、高齢者を対象に高齢者等新型コロナウイルス感染症予防接種事業として、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が年1回の定期接種に変わりました。

それでは、10月1日から実施が始まりましたが、現在の接種人数が分かればお示しください。

○(保健所) 保健総務課長

本年11月末時点、この2か月間の新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種者数でございますが5,773人となっております。

○下兼委員

それでは、インフルエンザの予防接種の人数もお分かりになればお示しください。

○(保健所) 保健総務課長

同じく11月末時点の2か月間ですが、高齢者等のインフルエンザワクチンの接種者数は1万8,629人となっております。

ます。

○下兼委員

やはりインフルエンザの予防接種というと、毎年の関連のようにになっている高齢者の方々も、この時期に打たなければ私はインフルエンザになってしまうと思う方もたくさんいらっしゃるのですね。数が多いのでびっくりいたしました。

それでは、新型コロナウイルス感染症ワクチンとインフルエンザワクチンの同時接種が可能とお聞きしております。

同時接種を受けた人数と、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種における同時接種の割合について、お分かりになればお示してください。

○（保健所）保健総務課長

同一の医療機関において同日に接種した人数ということでお示しいたしますが、2,181人となっております。割合といたしましては、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種者5,773人のうちの約38%となっております。

○下兼委員

インフルエンザと同時に1回、一つの病院でどちらも受けられるというのは、2回も行かなくてもよいので、患者にとってはいいことだと思います。これからまた増えていくのか分かりませんが、ワクチン接種というのはやはり大事だと私は思っております。

小樽市新型コロナ相談センターが今年3月31日で終了いたしました。一般相談窓口で新型コロナウイルス感染症の相談を受け付けていると思いますけれども、4月1日からの相談件数が分かればお聞かせください。差し支えない範囲で結構ですが、相談内容もお聞かせいただければと思います。

○（保健所）鳥居塚主幹

新型コロナウイルス感染症の相談についての御質問ですが、令和6年4月からの相談件数は、延べ118件となっております。

内容の内訳は集計していませんが、罹患した方からの症状、検査、療養期間に関するものや、周囲の方が罹患した場合の対応に関するもの等となっています。罹患後症状に関しては、4件の相談がありました。

○下兼委員

あれだけ新型コロナウイルス感染症と言っていましたけれども、いざ、もしかしたらかかってしまったのではないかとすると相談したくなるお気持ちは分かると思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、12月に入り、寒い日が続いてもう根雪にもなっていました。本格的な冬を迎えるに当たり、気をつけなければならないほかの感染症があれば、お聞かせください。

○（保健所）鳥居塚主幹

冬の感染症についての御質問ですが、冬に流行しやすい感染症として、季節性インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症が挙げられます。本年においても徐々に増え始めています。また、ノロウイルスによる感染性胃腸炎も冬に流行しやすい感染症です。

本年の特徴として、感染症動向調査では、過去2年間、報告のなかったマイコプラズマ肺炎が報告されています。マイコプラズマ肺炎は、小児や若い人の肺炎の原因として比較的多いもので、秋冬に増加する傾向があり、注意が必要です。

○下兼委員

最近報道等でも聞こえてきましたが、やはりマイコプラズマ肺炎があるのですね。

市民への感染症に対する注意喚起、対策などの周知についてお聞かせください。

○（保健所）鳥居塚主幹

感染症の周知等についての御質問ですが、小樽市保健所では、通年、感染症発生動向調査を行い、結果をホームページで公表しております。この報告に基づき、基準を超えた場合には、警報によって注意喚起を行っています。

本年は、10月から12月にインフルエンザの感染予防について、広報おたる、FMおたる、SNS、おたる子育て応援アプリ、小樽市のホームページを通じて注意喚起と周知、啓発を図ってきました。また、市内関係団体等を通じ、ノロウイルスも含めて注意喚起しています。

今後も、感染状況に応じて、早めの啓発に取り組んでまいります。

○面野委員

◎職員の配置について

昨日に引き続きまして、職員の配置について伺います。

まず、抽象的な質問なのですが、職員課が理想とする職員の適正配置とは、どのような環境が実現することだとお考えでしょうか。

○（総務）職員課長

理想とする適正配置ということで、あくまでも私ども職員課の考え方ということで御説明いたします。まずは配置に当たって、可能な限り職員本人の希望や適性を踏まえた配置を行う。それによりまして、職員本人がモチベーション、意欲を持って勤務していただいて、十分能力を発揮するというところで、年間の中で、業務の多少の繁忙期、閑散期があつて時間外勤務が出るということはやむを得ないかと思うのですが、基本的に恒常的な時間外勤務もないということであれば、ワーク・ライフ・バランスも図られるでしょうし、また、これは当然ですが、職場の欠員であったり、病気療養で欠けた状態の職員というのもないような状態で、きちんと必要な人数であったり、職場体制というのが整っているという状態かとは思っております。

○面野委員

今、職員課長からお答えいただいた、理想的なものを目指してよりよくということで、現在いろいろな取組を通して、可能な限り適正な人員配置ということで進められているのが現状の体制なのかと思います。

今が適正配置な現状であると言える何か根拠みたいなものというのは持ち得ているのでしょうか。

○（総務）職員課長

根拠ということで、私どもで適正だといっても、それぞれの部署の中でどう感じるかというところもあるので、なかなか根拠ということでお示しするのは難しい部分はあるのかと。例えば、数値的なものでお示しすることも難しいかもしれませんし、先ほど可能な限り職員本人の希望がということはお伝えしましたが、必ずしも職員本人の希望ではない部署に配属せざるを得ないというケースも中にはあると思いますので、例えば職員がどう思っているかという声を聞いたとしても、なかなかそれが適正だということにはならないという声も、もしかしたら出てくるのかもしれない。

ただ、昨日も申し上げましたが、現状だと、基本的には総務部長による人事ヒアリングで配置についての要望と聞き取りをし、それを踏まえまして、各部ともその後、調整した結果、職員配置を行っているということがありますので、適正な配置になっているという考え方は持っているところでございます。

そういった意味で申し上げますと、各部局から聞き取りをして、それを踏まえての配置に努めるということでありますので、各部局の所属長が、それぞれの自身の部署の業務状況であったり必要な体制ということをしつかりと把握していただいて、それを踏まえた要望等を総務部に伝えていただくということが重要になってくるとは考えてございます。

○面野委員

当然、聞き取りというのは、人事に関しては必要なことだと思うのですが、さらに客観的な何か数値、データのようなもので業務環境を捉えられることが必要なのではないかと以前から考えているのです。

少し具体的なケースでお伺いしていきたいのですが、人事に関してはいろいろなケースがあるので一般的な対応でお聞かせいただきたいのですが、欠員が生じた部署に人員を補充するかどうかという協議は、どのように行って、また、何を根拠に補充するのか、それとも欠員のままで業務をこなしていただくのかといったような判断というのは、どういうふうにされているのでしょうか。

○（総務）職員課長

年度当初から欠員にせざるを得ない部署があったとして、それはあくまでも本来必要なのに補充できていないから欠員ということになりますので、私ども総務部としても、基本的には欠員の部分は補充しなければならないという考え方は持っているところです。それがあつた上で、欠員もそうですが、その年度限りで退職する予定者がいるという場合のその後の補充なども含めまして、人事のヒアリングで、各部局に補充が必要であるかどうかということを確認した上で補充しているということでございます。

ただ、そうはいいいながらも、実際に採用で必要数を確保できないという状況があつて、どこかで欠員ということにしなければならない状況になったときには、事前に各部局にやむなく欠員ということになるのだということをお伝えした上で、その場合は代替で会計年度任用職員で対応していただくということがあるかと思うので、それが対応可能な部署かどうかということを協議させていただくとしているのが実態ということでございます。

○面野委員

今回も職場のキャパシティが変わるとか、結構いろいろなことが条例案でも提案されていますけれども、そういった条例の改正ですとか制度の改正によって業務量が増減する場合というのは多々あると思うのです。こういったケースでは職員課は、制度、条例が変わることによる業務量の増減があるなしといった調査、分析を行っているのか。または、それぞれの条例や制度が変わって、その業務を担う部署から、こういう形で業務量が変わるのけれどもという告知があるのか、その辺についてはふだんどのような感じなのでしょう。

○（総務）職員課長

その辺りにつきましても、先ほど来、申し上げている総務部長の人事ヒアリングでの聞き取りということになりまして、その中で、各部局に新たに増える業務の内容であつたり、必要と見込まれる人工、どのぐらいの正規職員が必要なのかといったことを確認した上で、職員数の増減率といったことを判断するということになりますので、そういう意味では担当部署からの告知というか、聞き取りということによっているところでございます。

○面野委員

それでは、令和3年度に業務量調査というのを実施されています。内容は割愛いたしますけれども、こちらは数値を根拠とした結論が述べられておりまして、私としてはこのような感じで、業務量などを数値化、可視化できるようにして、適正な配置数になっているか否かというのを、各職場で業務量に変化が生じる可能性が起きた際に判断できる指標のようなものを作成することを検討してみてもどうかと思うのですが、実際に検討されていたこととか、これから検討するといったようなことはお考えでしょうか。

○（総合政策）デジタル推進室今井主幹

令和3年度の業務量調査では、業務の専門性ですとか、正規職員が行っているかといった業務の性質や、その業務にかかる作業時間などについて調査したものです。

これらの得られた業務の性質ですとか作業時間は、各職場の業務量を把握する上で、一定程度参考にできるものと考えますが、実際の各職場の人員については、時期的な業務の濃淡ですとか、担当業務をその職員でどのように組み合わせていくのかといったことも含めて検討されるものと思いますので、配置数に関しまして、数値化した基

準というものの作成というのは難しいものと考えております。

○面野委員

ヒアリングで基本的には考えているということだったのですが、私は内情というか、現場のことは分かりませんが、例えば総務部長ヒアリングのときにお話をする所属長が、もともと総務部長が以前にいた職場等だったりすると、その雰囲気だったり、業務はどんなことをしていて、こういうふうには業務量が増えて人が足りないのだというのが結構リアルに分かるパターンもあるでしょうし、そうではなくて、経験していない職場だと、何となくイメージでしか分からないとか、伝える側と受け手の経験によってもそういった差が出てきてしまう場面もゼロではないと思うのです。

なので、何となく素人ながらに考えると、例えば年度途中で欠員が生じた場合に、業務量がこなし切れなくなると、きっと時間外勤務というのが増えたりという指標を追ってデータ化というか、可視化できるものもあると思うので、今のは一例なのですけれども、そういった形で可視化できるもので、割と誰が見てもそうだよなと納得のできるような考え方というか指標については、これから検討していただきたいと思っております。

建築指導課の職員1人当たりの平均時間と最大時間の時間外勤務についてお聞かせいただきたいです。令和5年度、令和6年度の現状についてお示ください。

○（建設）建築指導課長

建築指導課職員1人当たりの時間外勤務の平均時間と最大時間につきまして、令和5年度につきましては、職員1人当たりの時間外勤務は、月平均で約7時間、年間平均では約80時間となっております。最大時間につきましては、月最大で47時間、年間最大時間は297時間となっております。

令和6年度につきましては、11月末までの8か月間の集計ですが、職員1人当たり時間外勤務は、月平均で約8時間、8か月間の平均では約68時間となっております。最大時間につきましては、月最大で46時間、8か月間の最大時間は227時間となっております。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

自民党に移します。

○佐藤委員

◎子ども食堂について

まず、小樽市における子ども食堂についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

昨年の第3回定例会でも子ども食堂についてお聞きいたしまして、本市からのお考えについての御答弁をいただきましたが、それを踏まえて、改めてお聞きいたしたいことがあります。

まず、本市では、子ども食堂とはどのような事業だとお考えになりますでしょうか。

○（こども未来）こども福祉課長

子ども食堂には明確な定義はありませんけれども、一般的には子供が1人でも安心して行くことができる、無料または低額の食堂であると言われております。主には地域住民等が中心となりまして、子供に無料または低額で食事を提供する取組で、目的としましては、核家族化や共働き世帯の増加などによりまして、家庭で食事を1人きりで食べるいわゆる孤食も増えてきていると言われていた中で、誰かと一緒に食事をすることが難しい子供たちにその機会を提供し、孤食の解消や食育、地域交流の場づくりなどを目的に実施されているものと理解しております。

○佐藤委員

それでは、この事業を始める際に、届出や手続などは必要なのか、お聞かせください。

○(こども未来) こども福祉課長

子ども食堂を始める際に、市への届出や登録は必要ありませんが、運営の規模や形態によりましては、小樽市保健所での食品衛生法に基づく営業許可の手続が必要になる場合がございます。

○佐藤委員

では、小規模でやっている分には、特に届出は出さなくてもよいという認識で間違いはないですか。

○(こども未来) こども福祉課長

こちらは小樽市保健所に確認した内容になりますが、小規模で限定した狭い範囲でやっている場合につきましては、許可は不要と小樽市保健所からは伺っております。

○佐藤委員

それでは、現在、小樽市内では何か所でこの事業が行われているのか。また、本市ではこの事業者とどのように関わっているのかについて、お聞かせください。

○(こども未来) こども福祉課長

子ども食堂を実施している件数につきましては、子供のみを対象とした食堂に加えまして、地域の方が誰でも利用できる食堂も含めて、直近で小樽市が把握している範囲でお示しますと、全部で8か所把握しております。

また、本市と子ども食堂の事業者との関わりにつきましては、小樽市と市内で子ども食堂や認知症カフェを運営する団体等で構成します、おたる市民かふえネットワークを通じまして、活動状況の把握や情報共有に努め、各団体間での連携を進めるなどの取組を行っております。

○佐藤委員

今お話がありましたおたる市民かふえネットワークなのですけれども、行政からはどちらの課の担当が一緒に向いていたりなどということをしているのか、お聞かせください。

○(こども未来) こども福祉課長

行政ですが、主となっている事務局は福祉保険部福祉総合相談室自立支援グループになります。年に1回会議を開催しているのですけれども、その際には、私、こども未来部こども福祉課と福祉保険部福祉総合相談室も一緒に参加しております。

○佐藤委員

次に、この事業を運営している団体が受けられる補助金制度について、お聞かせください。

民間企業でも多数の企業や団体が支援しておりますが、小樽市内ではどこの事業者が行っているのか。また、その事業者から受けられる補助金額、補助金を受ける際に準備する必要書類や手続方法についても、併せてお聞かせください。

○(こども未来) こども福祉課長

市内で子ども食堂などの運営団体が受けられる補助金の制度ですけれども、市で把握している範囲で一例を申しますと、小樽市社会福祉協議会が行っております小地域ネットワーク活動助成事業がございます。こちらの事業は、子ども食堂に限りませんが、安心して暮らせるまちづくりを目指して、市民が相互に連携・協力しながら、地域で行う活動に対して助成を行うものでございます。

助成を受けられる金額は、過去の助成の有無や活動内容によって差がありますが、少ない場合は5万円以内、多い場合は8万円以内で、いずれも予算の範囲内で助成を行うと伺っております。

手続方法につきましては、窓口となる小樽市社会福祉協議会に、事前に活動内容や助成金の使い道などについて相談した上で、事業計画や予算書などを添えて申請書類を小樽市社会福祉協議会へ提出するという流れになります。

○佐藤委員

ちなみに、小樽市社会福祉協議会に申請の書類などを提出してから申請の承諾をいただけるまでに、およそどのぐらいの期間がかかるのか、もし分かればお聞かせください。

○(こども未来) こども福祉課長

小樽市社会福祉協議会で申請を受けた後、結果が出るまでの期間に関しては、今、確認が取れておりませんのでお答えできません。

○佐藤委員

本市ではたくさんの基金があります。その中にある小樽市子育て支援事業資金基金について、お尋ねいたします。この基金はどのような事業に活用されているのか、お聞かせください。

○(こども未来) こども福祉課長

子育て支援事業資金基金の活用についてですが、この基金は令和3年度に創設したもので、市民や事業者の方から頂きました寄附金を基にしております。寄附された方の意向を尊重しまして、保育所など子育て関連施設の環境整備や子育て支援の充実のための事業など、子供たちが健やかに育つまちづくりを目指して行う様々な事業の推進に幅広く活用させていただいております。

○佐藤委員

続きまして、札幌市では、札幌市子どもの居場所づくり活動支援補助金という制度がありますが、これについてお聞かせください。

○(こども未来) こども福祉課長

札幌市の子どもの居場所づくり活動支援補助金の内容ですが、食事や学習、地域住民との交流などを通して、子供が安心して過ごせる居場所づくり活動に取り組む団体を支援することを目的としまして、これらの活動に新たに取り組む場合や活動内容の拡充、または機能の強化を図る場合に、団体の活動経費の一部を補助するというものになっております。

補助金額は、補助対象経費の3分の2以内で、1団体につき上限10万円となっております。

内容としましては、物品購入費ですとか会場の使用料などが補助対象経費となっております。

○佐藤委員

最近では、全国また北海道内でもこのような補助金制度を持つ自治体が増えているように感じます。

本市では、このような補助金についての制度はどのようにお考えになりますでしょうか。本市で検討されているのかも併せてお示しください。

○(こども未来) こども福祉課長

全国また北海道で子ども食堂のような活動を支援する補助金というのがあることは、こちらも把握しておりますけれども、本市での補助金制度の実施に向けた具体的な検討は現時点では行っておりません。

補助金制度につきましては、子ども食堂と一くくりに言いまして、団体の規模ですとか活動の頻度、範囲といったものがそれぞれ異なる状況がありますので、補助の要件ですとか補助の金額の設定に課題があるものと考えております。

他市での導入事例など、引き続き情報収集を行いながら、今後の制度導入の可能性につきましては検討していきたいと考えております。

○佐藤委員

この子ども食堂の件につきましては、今朝の北海道新聞にも記事が載っていたので御覧になっている方も多くいらっしゃると思うのですが、今では全国で、年間の延べ人数で1,885万人が参加しているというデータもありますし、あと2018年から調査を始めているのだそうですけれども、6年で約5倍の数に増えているという記事もありま

した。

先ほど、こども福祉課長からのお話もありましたけれども、子ども食堂は、子供だけではなくて、地域全体にとって必要な場所になっているのかと思います。でも大半が、私も子供たちが参加しているのを何か所か見て確認しているのですけれども、小樽市の大切な子供たちが関わっている事業ですので、もし何か要請を受けたりとか相談を受けたりとか、困ったことなどがあつたときには、行政で何とか大切に対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎滑り止め剤について

滑り止め剤についてお聞きいたします。

現在、市内の砂箱は何か所設置されているのか、お聞かせください。

○（建設）維持課長

現時点におけます市内砂箱の設置箇所数でございますが、本設の砂箱が589か所、仮設の砂箱が59か所であり、合計で648か所となっております。

○佐藤委員

それでは、この砂箱の設置場所の選定についてなのですけれども、どのような理由から決めているのか、お聞かせください。

○（建設）維持課長

砂箱の設置箇所につきましては、急な坂道の途中や人通りの多い交差点やカーブなど、安全が特に求められる場所に、必要に応じて設置しております。

○佐藤委員

例えば、市民の方からの声で、ここの坂がどうしても滑るので砂箱を設置してほしいという希望が出たときにはお応えいただいたりするのかお聞かせください。

○（建設）維持課長

市民の方から新たな砂箱の設置の要望があつた場合につきましては、まずは現地を確認させていただきまして、付近の道路状況やほかの砂箱の設置位置などを確認した上で、市で設置の必要性があると判断した場合には、設置を考えていきたいと思っております。

○佐藤委員

大体そういう件は、1年に何件もあるものなののでしょうか。そういった要望から設置してほしいということで、現場を見に行ったりとか設置に至つたという件数は、数件はあるのでしょうか。

○（建設）維持課長

そういったケースでございますが、年に数件はございます。

まず、仮設の砂箱などを設置するなどして利用状況などを確認しながら、設置を検討していってございます。

○佐藤委員

本市で使用する砂の量について、市内全体と、あとは砂箱に入っている袋のものと過去3年の推移について、お聞かせください。

○（建設）維持課長

過去3年の本市で使用している滑り止め剤の砂の量でいいますと、令和3年度は、市内全体の使用量は4,183トンであり、そのうち砂箱での使用量は403トン。令和4年度は、市内全体の使用量は4,231トンであり、そのうち砂箱での使用量は368トン。令和5年度は、市内全体の使用量は4,232トンであり、そのうち砂箱での使用量は438トンであります。

○佐藤委員

次に、砂の散布車について、お尋ねします。

散布車の作業時間帯について、お聞かせください。また、一度、砂を散布しても、交通量が多いところですか、雪が一日中降り続いたりすることで再び路面がつるつるして危険な状況になることがあると思うのですけれども、そのようなときの対応についても、お聞かせください。

○(建設)維持課長

砂の散布車の作業時間帯でございますが、一般的には早朝から通勤・通学時までに砂散布を行うことを基本としております。また、日中の気温や日射の条件によりまして、路面凍結のおそれがあり、散布の必要があると判断した場合には、時間によらず散布作業を行っております。

○佐藤委員

続きまして、本市で募集している砂まきのボランティアについてお聞きいたします。

このボランティアの活動内容をお聞かせください。

○(建設)維持課長

砂まきボランティアの活動内容でございますが、この制度に登録していただいた方に市から散布用の砂をお届けし、市で機械による砂散布ができない急な坂道や狭い路線などのほか、歩道の滑りやすい箇所などに対して、市民の皆さんに冬期間の砂散布や、融雪期には散布した砂の回収作業について御協力いただくものでございます。

○佐藤委員

それでは、この事業の個人での登録件数、それから団体での登録件数、過去3年の推移について、お聞かせください。また、併せて現在の登録件数についてもお聞かせください。

○(建設)維持課長

まず、過去3年の砂まきボランティアの登録数でございますが、令和3年度は、個人で72件、団体で72件、合計で144件。令和4年度は、個人で74件、団体で71件、合計で145件。令和5年度は、個人で86件、団体で82件、合計で168件であります。

次に、今年度の登録状況でございますが、12月10日現在では、個人で37件、団体で47件、合計で84件となっております。

○佐藤委員

今、過去3年のものに比べて、12月10日現在の数字が少ないと感じるのですが、こういったボランティアに関しましては、これから増えてくるという傾向があるのか、お聞かせください。

○(建設)維持課長

12月10日現在で84件という状況でございますが、路面状況に応じて、こちらの制度に登録したいという声これから増えていくものと考えてございます。

○佐藤委員

先ほど維持課長からお話がありましたように、散布車が入ることができないような狭い道が小樽市にはたくさんあると思うのです。あと、急な坂道などもありますので、今後さらに多くのボランティアの方々が登録していただくことが望ましいと考えるのですけれども、市の見解としてお聞かせいただけますでしょうか。

○(建設)維持課長

砂まきボランティアの登録につきましては、これまでも市民の皆様の御協力をいただいておりますが、今後、天候等の状況によりまして、さらなる御協力が必要になる場合もあると考えております。

今後につきましても、多くの方に御協力いただけるよう、いろいろな場面で登録のお願いをしていきたいと考えております。

○佐藤委員

団体もこれから増えていくのであらうとも推察されるのですが、例えば、ボランティア部とかボランティア委員会とかがある学校もあったりですか、配送の業者ですか、公共の交通機関に関する団体のボランティアは登録はあるとお聞きしています。あと、郵便局など、各方面でぜひお声がけをいただいて、行政とそれから私たち市民とで安全なまちづくりというものをつくり上げていきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

雪解けの砂の回収の問題もあるかと思うのですが、取りあえずは交通事故や転倒事故が起きないように、しっかりと安全なまちづくりをよろしくお願いいたします。

○中村(吉宏)委員

◎職員の充足状況と今後の採用について

まず、職員の充足状況と今後の採用の考え方について伺ってきたいと思います。

本市の病院局の技術職の方と消防職員の方を除いた職員数を、令和4年度、5年度、6年度当初でお答えいただきたいと思います。

○(総務)職員課長

年度当初の病院局、消防以外の職員数ということで、各年度の4月1日現在ですが、令和4年度が967名、5年度が994名、6年度が1,007名となっております。

○中村(吉宏)委員

続けて、この年度内、令和6年度はまだ12月現在ですが、退職者の方の数をお聞かせいただけますか。

○(総務)職員課長

同じく病院、消防を除いた部局の退職者ということで、令和4年度の退職者が47名、5年度が43名、6年度は、今の時点で今月末も退職者がいるものですから、その退職者まで含めると8名となっておりますが、年度末までの予定者を含めると、同じぐらいの数になるのかとは思っております。

○中村(吉宏)委員

ちなみに、現状ですが、職員の数が充足しているか、必要数に達しているのかというところが心配なのですが、お聞かせいただけますか。

○(総務)職員課長

実は、現時点でいわゆる欠員というものが24名ございますので、当然その分は充足されていないという状況でございます。

○中村(吉宏)委員

ちなみに、今回いろいろ議論がありますけれども、採用の状況についてお聞かせいただきたいと思います。

○(総務)職員課長

今年度、私ども職員課で行ってきた採用試験の状況ということですが、試験に関しては、前期試験ということで4月から募集を開始して8月に合格発表したのがあり、事務等そのほかも含めました全ての職種について合格者を31名出したのですが、そのうち辞退者が12名いたという状況です。それから、後期試験ということで、8月ないし9月もありまして、募集して11月に合格者を18名出したのですが、現時点では辞退者が7名発生しているという状況でございます。

今後の年度末までの退職予定者も含めまして、職種によりまして、正直、応募がなかったりなどということがあり、確保できていないというか、不足しているという職種もありますので、現在まさに、来週月曜日までですが、追加の採用試験を行うための募集をしているという状況でございます。

○中村（吉宏）委員

人手不足というまちの状況もありますけれども、なかなか厳しいのかと思います。

今回第4回定例会の議論で、内定辞退者に関する質疑もいろいろあったのですが、今、中途採用の募集を行わないのかという質問をしようと思ったら、もう行うのですということだったので、これは分かりました。

ちなみに採用の方法なのですけれども、他都市では、民間に依頼してウェブで採用広告を発信しているというところもあるようです。年度中でも必要に応じた正職員の採用を行っているとのことですよ。

この方法で民間経験のある即戦力となる社会人を採用することは、業務の向上を目指す上では非常に効率的だと考えるのですが、こうした考え方を本市も採用していくということについてお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（総務）職員課長

採用の募集の方法になりますが、基本的には小樽市のホームページですとか広報紙で職員を募集しますという情報を公表してということになるのですが、大手も含めて複数の就職情報サイトに、本市の試験情報というのを掲載といいますか、小樽市のホームページのリンクを貼っていただいたりということで、募集情報を掲載しているということはやっております。

そういうところが主催しているところであったり、小樽市内の高校などの学校もそうなのですが、そういうところでやっていただけている個別の就職説明会に参加をさせていただいて、小樽市の状況とか仕事の内容のPRということはやっております。それも含めまして、今、御提案があったような、より多く応募していただき、いい人材を確保できるような何かいい方法があれば、今後も引き続き、さらなる方策を検討していきたいとは思っております。

○中村（吉宏）委員

なかなか人手不足の中で苦慮されていると思いますが、何とか頑張ってくださいたい。

その中で、就職氷河期の世代の方たちの募集を行っている企業というのもあります。私あたりも就職氷河期の入り口の世代ですが、こういう世代の方たちへの募集というのは行っているのかどうか、お聞かせいただけますか。

○（総務）職員課長

就職氷河期というと、35歳ぐらいから大体50歳代までということ認識しています。その世代に特化した採用という形では行ってはいないのですが、現状、本市で行っているいろいろな職種の募集に当たって、年齢要件は、以前よりというか、例えば10年前等にもかなり上げておまして、現在の採用時の年齢が40歳ということで上限を引き上げておりますので、そういう意味では、もちろん全てではないですが、現状の要件の中で、氷河期世代の一定程度の範囲の方が応募可能としておりますので、特化したものではありませんが、その方々も対象にはなっている部分もあるということでございます。

○中村（吉宏）委員

いろいろ長期スキルを磨いていただくという期間を考えれば、40歳代ぐらいが限界なのかというのもよく分かります。

今状況をいろいろ伺いましたけれども、行政活動とか市民サービス維持のために必要人員を確保するというところで、最大限の御尽力をお願いしたいと思います。

◎貸出ダンプ制度の状況について

次に、貸出ダンプ制度の状況についてお伺いします。

近年の貸出ダンプの登録台数、それから稼働しているダンプの台数について、過去3年について、お聞かせいただきたいと思います。

○(建設)維持課長

過去3年の貸出ダンプ制度のダンプ登録台数と稼働台数でございますが、まず、登録台数から申し上げますと、令和3年度は、4トンダンプが128台、10トンダンプは34台。令和4年度は、4トンダンプが130台、10トンダンプが39台。令和5年度は、4トンダンプが123台、10トンダンプは36台となっております。

次に、稼働台数でございますが、令和3年度は、4トンダンプが110台、10トンダンプは5台。令和4年度は、4トンダンプが103台、10トンダンプは9台。令和5年度は、4トンダンプが98台、10トンダンプが6台となっております。

○中村(吉宏)委員

登録の台数に対して稼働している台数が少ないというイメージがあるのですけれども、これについて何か要因を押さえていればお聞かせいただけますか。

○(建設)維持課長

年々ダンプの登録台数と稼働台数が減ってきているのではないかとということでございますが、貸出ダンプにつきましては、細い道路等で使えますので、4トンダンプが主になってくると思うのです。4トンダンプにつきましては、例年並みというか、3年間を見ましても、稼働率で大体8割ぐらい稼働しているのかというところで考えてございます。あと、10トンダンプにつきましては、主に貸出ダンプ制度というよりは民間の使用もございますので、そういった関係もあるのかと考えております。

○中村(吉宏)委員

貸出ダンプを利用する道路幅も、10トンダンプがなかなか入りにくいところ等もあるでしょうし、10トンダンプについては、民間利用というお話もありまして、そういうことなのだろうと思います。

これは陳情が上がっている案件でして、あまりこの場で深くは問えないのですが、少し気になるのが、トラックの組合について、変更があるのかというのをお聞かせいただけますか。

○(建設)維持課長

現在、市内にあるようなトラックの組合の数に変更はないと認識してございます。

○中村(吉宏)委員

組合を構成している会社数についてはどうですか。減少があったりとか、辞めていったりということはないのか、お聞かせください。

○(建設)維持課長

各トラックの組合の中に構成される会社の数の推移や移動などということでございますが、現在はそういった数字は押さえていない状況です。

○中村(吉宏)委員

ぜひ確認をしていただきたいと思います。

積込み業者の登録数についてですけれども、同じように過去3年度の数字をお聞かせいただけますか。

○(建設)維持課長

過去3年度の貸出ダンプ積込み業者の登録数でございますが、令和3年度、令和4年度、令和5年度の3か年全体的なのですけれども、30社の登録となっております。

○中村(吉宏)委員

ちなみに、もし分かればですけれども、令和6年度についてはいかがでしょうか、お聞かせください。

○(建設)維持課長

令和6年度の貸出ダンプ積込み業者の登録数でございますが、26社の登録となっております。

○中村(吉宏)委員

今年度は減っているのだということなのですが、積込み業者のいわゆる受け入れられる件数、もう何件以上はキャパシティオーバーですというような情報というのは入っているのかどうか、もし入っていればお聞かせください。

○(建設)維持課長

積込み業者がどのぐらい貸出ダンプの現場で対応できるかということでございますが、現時点では小樽市で把握しておりません。

○中村(吉宏)委員

今、事業者たちも人手不足でなかなか手が回らないという声もよく聞きますので、今後の課題等も含めて、そういった調査をお願いしたいと思うのですが、御所見はいかがでしょうか。

○(建設)維持課長

今お話もありましたとおり、積込み業者の登録数はどんどん減少していくということが推察されますので、今後、積込み業者の状況などについて把握する必要があると考えておりますので、調査して把握していきたいと考えてございます。

○中村(吉宏)委員

◎小樽市立地適正化計画を受けての中心市街地整備等について

続いて、小樽市立地適正化計画案を受けての中心市街地整備等について伺いたいと思います。

この問題ですけれども、小樽市立地適正化計画の策定に当たって誘導区域等が示されています中、今定例会でも、各地域について、区域指定の件についてもすごく議論が行われているところであります。

先日示された計画案は、ほぼ最終案だと思うのですが、この中で気になるところがあるのでお聞かせいただきたいと思います。

公共施設の一部がウイングベイ小樽に移転されたことについて、小樽市保健所が空き施設となりました。さらに、今度、次の春に隣接の小樽市総合福祉センター、さらには小樽市医師会も同様に移転を予定している中で、都市機能誘導区域となる今まであった施設の跡をどのように利用して、あるいは、どういった施設を誘導するということでも都市機能を向上させるつもりなのかというのを伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○(建設)三浦主幹

小樽市保健所などの跡地の活用についての御質問でございますが、小樽市保健所などの跡地は、小樽市立地適正化計画において二つの区域に指定されておりまして、まず一つが、都市型居住推奨区域です。この区域については、将来的に利便性の高い暮らしを提供することを目的として、集合型の居住形態を主体に、高い人口密度を確保することとしております。そしてもう一つが、中核都市機能誘導区域です。この区域は、ＪＲ小樽駅、そしてＪＲ南小樽駅、ＪＲ小樽築港駅を中心としまして、にぎわいと活力に満ちたまちの形成を図ることを目的としております。

そして、こうした区域の特性を踏まえまして、跡地の利用につきましては、その特性に即した適切な用途での有効活用が求められるところでございますが、小樽市立地適正化計画は、市の関連計画や政策を行う上での方向性を示すものとなっておりますことから、具体的な用途につきましては、計画では指定していないところでございます。

○(財政)藤本主幹

補足的な説明になってしまうかもしれませんが、旧小樽市保健所庁舎等の跡利用についてなのですが、施設が老朽化する中、小学校にも隣接しておりますので、いわゆる空き家の状態にしておくことは好ましくないと考えておりますので、まずは解体を前提に考えているところでございます。

解体後の土地利用につきましては、今後の検討ということになるかと思います。

○中村(吉宏)委員

いろいろな計画が出てきますけれども、市民の方からも、この後、あそこのエリアはどうなるのだろうという声も上がっています。計画を立てるのもいいのですが、事前にこういうふうにつくり変えていくというビジョンを持っていたきたいと思いますので、なるべくそういったものも早急に示していただければと思います。

続いて、市役所本庁舎の関連ですけれども、本庁舎の更新について、この計画が策定された後に、小樽市公共施設長寿命化計画との関係で何か変更していくところはないのかということが思い浮かぶのですけれども、これについて何かお聞かせいただければと思います。

例えば、公園などいろいろなものと融合して造っていくような発想を持っているとか、何か進展あるいは変更があればお聞かせいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○(総務)総務課長

現時点では、本庁舎につきましては、令和4年2月に小樽市本庁舎長寿命化計画を策定しておりますが、そこでお示ししている内容から変わっているというものではございません。

○中村(吉宏)委員

変わっていないということでもありますので、これからいろいろなビジョンが示されていくものと思います。

小樽駅前再開発に関連してです。

これはかねてから、民間も含めて市の支援を求めてきた状況ですが、この計画に基づいて、今後、民有施設を含めて、小樽駅前周辺の整備が進むものと考えてるのですけれども、今後どのように進めていくのか、スケジュール感などもあれば、併せて示していただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室松山主幹

小樽駅前第1ビルの再開発につきましては、小樽市立地適正化計画の策定により、工期の採択要件が満たされるところでございます。今後につきましては、小樽駅前第1ビル周辺地区再開発準備組合にて事業計画が策定された後、本市において、都市計画決定や組合設立認可などの法的手続を行った後、同組合が事業計画を進めていくこととなりますが、現時点では事業計画の策定に至っておりませんので、具体のスケジュールにつきましてはお示しすることができません。

○中村(吉宏)委員

計画が出てからということでもあります。

◎公共交通について

続いて、小樽市立地適正化計画に関連して、今後の公共交通について伺いたいと思います。

本市の都市機能のメリットとしてバス路線が多いことが挙げられていると。一方で、バス事業者が、人員不足等による減便を行わざるを得ない状況が続いています。さらに、バス料金の値上げが行われておりまして、高齢者の方を中心に苦渋の声が寄せられているというのも現状です。

小樽市の地域公共交通網形成計画に示されているとおり、本市の地形等特性が、あるいは気象的特性というのが、運行事業者の負担になっているという現状で、国の補助を受けながら、ようやく維持ができていているというのが正直な状況だと思います。

このような状況下で、誘導区域間を公共交通で結ぶというこの小樽市立地適正化計画が描く革新的なものというのを実現できるのかというのが非常に不安に思っているところであります。

小樽市立地適正化計画を受けて、今後の公共交通の考え方というのを示していただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○(総合政策)官民連携室柳谷主幹

小樽市立地適正化計画では、40年先の公共交通につきまして、拠点間を公共交通等で結ぶということでの記載が

ございまして、その手段は路線バスには限ってはおりません。具体の公共交通の維持につきましては、小樽市地域公共交通網形成計画では、40年先ということまでは考慮しておりませんが、現時点では、バス路線網の維持を基本に考えていくということになると考えております。

○中村（吉宏）委員

今のところは、具体にはバス路線の維持だというお話です。ただ、その上でいろいろ課題があると思いますが、課題が何なのか、そしてその課題解決に向けての実効性ある取組というのをお聞かせいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（総合政策）官民連携室柳谷主幹

将来にわたってバス路線を維持していくための現時点における課題といたしましては、利用促進と乗務員不足の2点であると考えております。

中でも乗務員不足は、バスの運行自体ができなくなるという直接の原因でありますので、乗務員募集の対策の一環としては、乗務員を主人公にした動画の作成や、将来の担い手であります小学生に対しまして、小学校でバス教室を開催したり、あとは募集広告の拡散などを行っております。

○中村（吉宏）委員

結構、具体の対策を練られているのだと思いました。

今、対策のお話もありましたけれども、このバス路線に依存し続ける従来の方法が、この先、実施できればいいなど。不透明な部分もあると思います。以前から新しい交通手段を導入するべきことも、議会議論の中で私も訴えかけてきました。ただ、技術開発等の問題で時間がかかるものと思われます。

本市の公共交通の今後の在り方として、直近で対応できるとすれば、生活動線と観光動線の融合により、このバス路線の確保というものも含めて維持を行っていき、さらにはフィーダー部分を別の手段で補うなどの手法も必要と思うのですが、こういった観点で市では何か考えていないのか、示してください。

○（総合政策）官民連携室柳谷主幹

乗務員不足の中で、現在の交通手段だけで公共交通網を維持していくというのは非常に難しくなっていくものと考えております。そのため、将来的には路線バスや鉄道が幹線を担い、そこに接続する形で何らかの交通手段を各地域から運行するということの検討も必要であると考えておりますが、現時点ではそこまで検討はしておりません。

○中村（吉宏）委員

フィーダー交通はほかの都市も結構やっていることでありまして、フィーダー交通に関連して伺いたいのですが、今後、本市でも考えなければならないことは、今、小樽市の庁舎が分散していて、市民の方が庁舎を巡る際に不便が生じるという状況が予想されると。

庁舎間を巡る交通手段というのを確保する必要があるかと思うのですが、これについて市の考えを述べていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○（総合政策）官民連携室柳谷主幹

公共交通という観点から申し上げますと、小樽市役所は、市内の移動における拠点になる場所に位置しているわけではないため、市役所を中心とした交通網を整備するというのはなかなか難しいものと考えておりまして、各庁舎への移動は、それぞれ庁舎付近に路線バスが運行しておりますので、そちらを御利用いただければということで、考えてございます。

○中村（吉宏）委員

やはり庁舎が離れているというところは少し意識して、何かしらの対策を今後、実証実験を踏まえながら検討されるということが必要だと思いますので、ここでは質問等はいたしませんけれども、御検討いただければ幸いです。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日は、これをもって散会いたします。